

草津漁港における水産物の 生産・流通に関する業務継続計画

令和8年3月

草津漁港BCP協議会

目次

草津漁港BCPの構成	1
1. はじめに	2
1.1. 背景	3
1.2. BCP協議会	4
2. 基本情報	7
2.1. 基本情報について	8
2.2. 地域特性について	9
2.3. 草津漁港の漁業について	10
3. 想定される災害	16
3.1. 想定される災害について	17
3.2. 想定される災害の整理	18
3.3. 想定される被害及び問題点・課題の把握	26
4. 発災前にすべきこと	30
4.1. 発災前にすべきこと	31
4.2. 事前対策の実施	32
4.3. 草津漁港BCPの普及	36
4.4. BCP訓練の実施	37
4.5. 見直し・改善	39
5. 発災後にすべきこと	40
5.1. 発災後にすべきこと	41
5.2. 情報収集	43
5.3. BCP協議会の開催準備	47
5.4. BCP協議会の開催	49
5.5. 事後対策の実施	51

草津漁港BCPの構成

✓草津漁港BCPは5部で構成している。

草津漁港BCPは「通常時（発災前）に見る箇所」の4部構成に「発災後に見る箇所」を加えた5部で構成される。

また、必要な箇所を素早く参照するために、各部の冒頭に章ごとのページ番号を記載している。

通常時（被災前）に見る箇所

1. はじめに

共通編の「1. はじめに」では、BCPの必要性、草津漁港BCPの概要、BCP協議会メンバーについて記載。

2. 基本情報

共通編「2. 基本情報」では、草津漁港の地域特性や漁業に関する基本的な情報を記載。

3. 想定される災害

各対策編の「3. 想定される災害」では、草津漁港で想定される災害及び復旧における問題点・課題について記載。

4. 発災前にすべきこと

各対策編の「4. 発災前にすべきこと」では、被害を最小限に留めるため、あるいは、被災後に、早期復旧を図るための事前対策を記載。また、草津漁港BCPに係る訓練や、草津漁港BCPの見直しについて記載。

被災後に見る箇所

5. 発災後にすべきこと

各対策編の「5. 発災後にすべきこと」では、発災後に実施すべきこととその手順を記載。発災後は、「5. 発災後にすべきこと」を参照して、水産物の生産・流通機能の早期復旧を図る。

1. はじめに

1.1. 背景

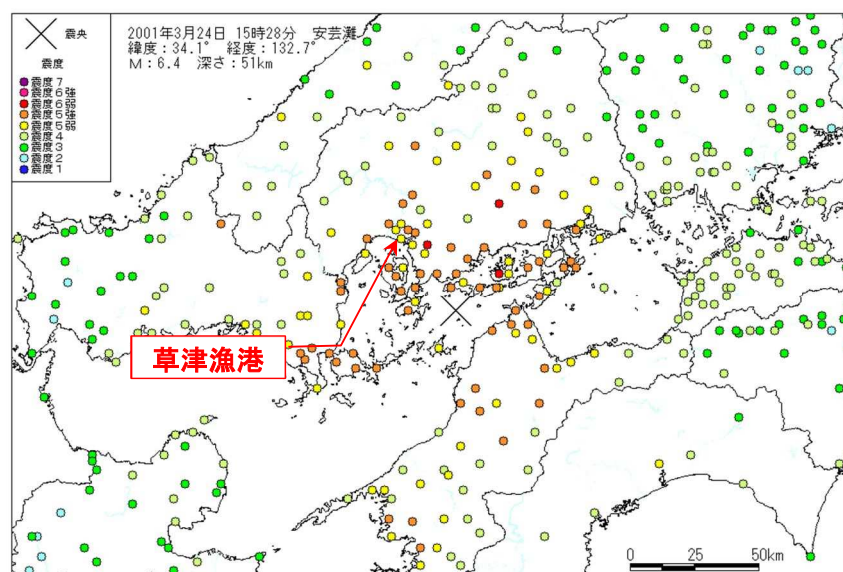
✓草津漁港BCPは、草津漁港における水産物の生産・流通に携わる関係者などの生活を守り、地域経済への影響を抑えるために、災害発生時に水産物の流通への影響を軽減させることを目的として策定したものである。

広島県は全国一のかき生産量を誇り、中でも草津漁港はかきの生産加工拠点として県内漁港全域の約7.5%の生産量を占めているとともに、県内唯一の第3種漁港として、漁獲物の広域的な流通機能を担う流通拠点漁港として位置付けられている。また、中央卸売市場が背後にあることから、多くの漁業関係者が従事しており、水産物の流通・生産機能を担っている。

一方、平成13年に発生した「芸予地震」において、草津漁港地域は、広島県南部を震源とするM6.4（震度5～6）の地震が発生し甚大な被害を受けており、その後、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、30年以内にM8～M9クラスの地震が70%～80%の確率で発生する恐れがあることから、大規模災害への対応が必要不可欠である。

特に大規模災害の発生により水産物の生産・流通が滞れば、水産物の安定供給が不能となる。また、漁業関係者や市場関係者、加工業者、運送事業者等は経営不振となり、ひいては地域経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このような影響を最小限に留めるには、大規模災害時においても漁業地域が一体となり水産物の生産・供給機能を維持して供給量を確保するための策を講じることが有効である。

業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）は企業や組織が大規模災害や事故等の被害を被った際に、関係各所との業務が中断しない、もしくは仮に中断したとしても早期に復旧して通常業務を可能とすることを目的として、企業や組織で独自に計画されている場合が多い。一方で本件のような地域におけるBCPは、企業・組織のBCPとは性質が異なり、行政、漁業協同組合、漁業者、加工業者、流通業者等の様々な主体を対象として、包括した計画を立案しなければ計画が機能しない。そこで、中核となる業務の継続・早期復旧を可能とするためには、生産・加工・流通などに携わる関係各所と連携して、平常時に対応すべき事項、被災時に対応すべき事項、業務継続計画に向けた対応策や課題などを前もって把握し、計画しておくことが重要であるため、草津漁港BCPを策定した。



（出典：公益財団法人 地震予知総合研究振興会 HP）

図 1-1 芸予地震（平成13年3月24日） 震度分布

1.2. BCP協議会

✓草津漁港BCP協議会の役割・協議事項を示す。

水産物の生産・流通においては、漁場、漁港、市場、冷凍・冷蔵施設、加工場、運送業者、小売業者等が一体となっている。すなわち、漁業者だけでなく、行政、漁業協同組合、仲買業者、加工業者、運送業者等の多くの主体が経済活動を担っており、これらがかみ合うことで地域経済が成立している。

よって、草津漁港BCP協議会（以下「漁港BCP協議会」とする）は、草津漁港での水産物の生産・流通に関わる代表を構成員として設立する。

＜草津漁港BCP協議会の役割・協議事項＞

①事前対策および事後対策時における体制・役割分担を決定

○草津漁港BCP協議会は、漁業種類毎に実施すべき事前対策および事後対策を挙げ、実際にそれを実施する体制・役割分担を予め決定し、協議会メンバーへ周知徹底する。

②対策の内容・方針の決定

○草津漁港BCP協議会は、発災前後における対策を効率的に実施するため、漁港機能等毎に発災前後における対策の内容を予め設定する。また、発災時には、対応方針を速やかに決定する。

③計画策定後の実践・更新

○草津漁港BCP協議会は、草津漁港BCPの運用に向けた教育・訓練を実施する。また、計画の見直し・改善を続ける。

✓草津漁港BCPにおける災害発生時の連絡体制について

災害発生時は、各団体等が独自にBCPを発動しつつも、必要に応じて草津漁港BCP協議会に対して情報の提供・共有依頼を行う。また、草津漁港BCP協議会は各団体等の中心窓口となり、情報交換の主体を担うものとする。また、平常時に実施する運用や訓練、それらに係る事務作業等については会長が担う。

草津漁港BCP協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「草津漁港BCP協議会」と称する。

(目的)

第2条 草津漁港において、「草津漁港における水産物の生産流通に関する業務継続計画」(以下、「草津漁港BCP」という。)の策定及び運用・改善を図る体制を構築するため、「草津漁港BCP協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議し草津漁港BCPの策定を行う。草津漁港BCPの策定後は、必要に応じ内容の見直しを行い改正する。

- (1) 災害時における漁港機能の維持及び復旧方策に関すること。
- (2) 災害時における漁港関係機関の役割に関すること。
- (3) 災害時における関係者間の連絡体制及び情報共有方法に関すること。
- (4) 「草津漁港BCP」策定後の運用・改善に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 協議会の会員は、草津漁港に関連する行政機関、草津漁港を利用する漁業関係者、団体のうち別紙に掲げるものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、広島県広島港湾振興事務所長とする。
- 3 副会長は、広島県農林水産局水産課長とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、広島県広島港湾振興事務所とする。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、第2条の目的を達成するために必要と認めたときは、会員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(議決)

第8条 協議会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(規約の変更)

第9条 この規約は、過半数の会員の承認がなければ変更することができない。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議の上これを定める。

(附則)

この規約は、令和7年11月12日から施行する。

(第4条別紙)

草津漁港 BCP 協議会 構成員

(敬称略、順不同)

役割	区分	団体名等
構 成 員	関係団体	広島市漁業協同組合
		井口漁業協同組合
	関係行政機関	広島県農林水産局水産課
		広島県土木建築局港湾振興課
		広島県土木建築局港湾漁港整備課
		広島県西部農林水産事務所
		広島県広島港湾振興事務所
		広島市経済観光局農林水産部水産課
		広島市経済観光局中央卸売市場中央市場
オブザーバー	関係行政機関	広島県危機管理監危機管理課

2. 基本情報

2.1. 基本情報について

✓草津漁港BCPの基礎となる基本情報を示す。

「2. 基本情報」では、草津漁港BCPを策定する上で基礎となった、草津漁港の基本情報について示している。

2.2 地域特性について

「地域特性について」では、草津漁港と周辺漁港の立地と、周辺地域における草津漁港の位置づけについて記載。

2.3 草津漁港の漁業について

草津漁港は、多様な漁業種類の生産・流通拠点となっており、その漁業種類の特性について記載。

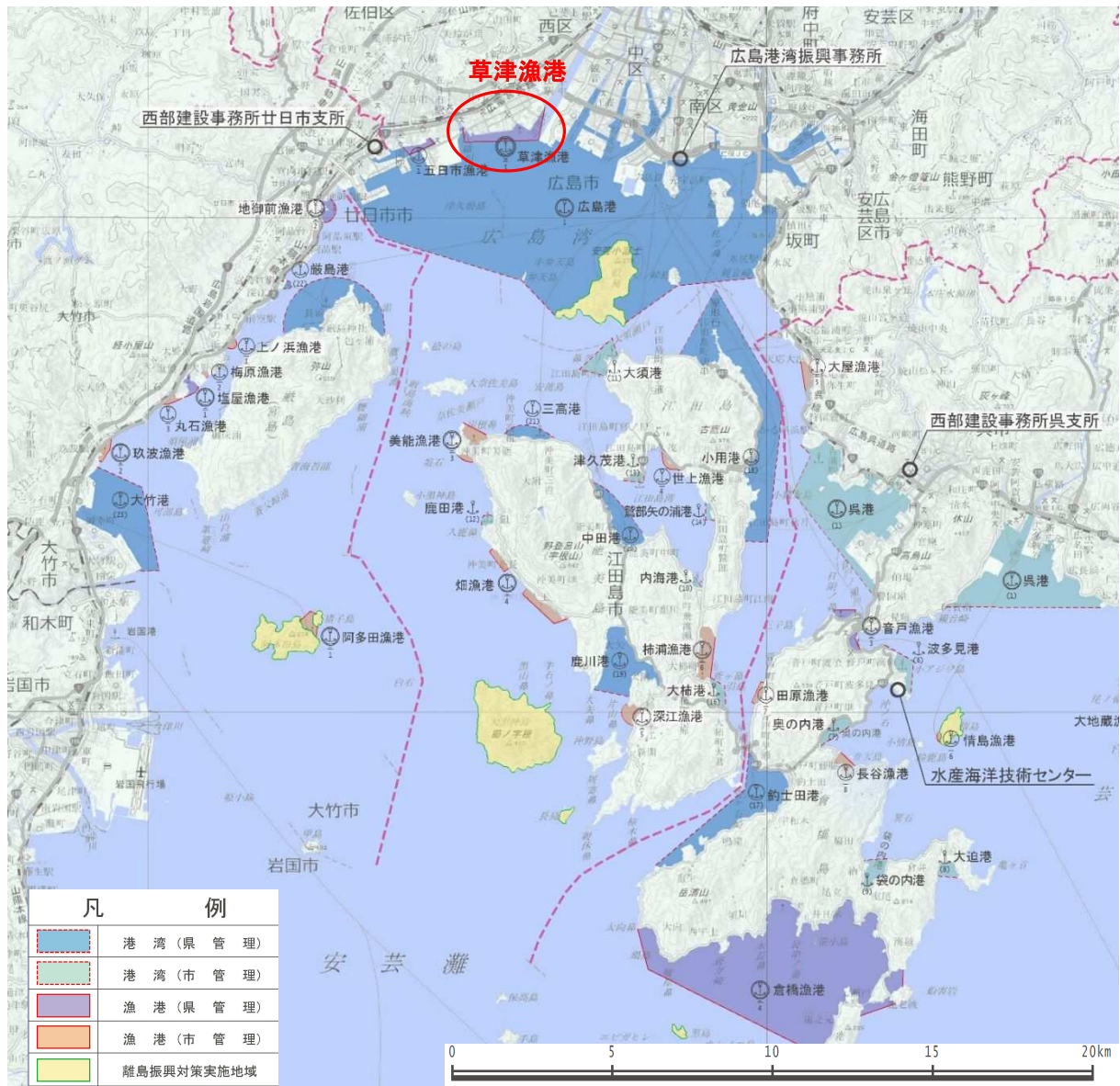
2.2. 地域特性について

✓ 地域における草津漁港の位置付けを示す。

草津漁港は、広島市の西部に位置して広島湾に面する第3種漁港であり、広島市中央卸売市場が位置することから近海で獲れた魚介類の集積地となっているとともに、県内有数のかき生産基地港として重要な役割を果たしている。また、草津漁港の背後には水産会社等の加工場があり、生産から加工・出荷までの一連の流れが全て行われている。

さらに、草津漁港は、流通中心の消費地港、近海物生鮮魚の運搬入港、かき養殖の基地港としての機能を有するため、他漁港の漁船も広く利用している。

こうしたことから、大規模災害の発生後においても、草津漁港の生産、加工、流通機能を維持することが重要となる。



(出典：港湾・漁港位置図 広島県)

図 2-1 草津漁港と周辺漁港及び港湾

2.3. 草津漁港の漁業について

✓ 草津漁港の水産業を支える漁業種類及び取扱量・金額を示す。

草津漁港は広島市の西部に位置し、広島湾に面する第3種漁港である。

草津地区はかき養殖業の基地港として発展してきており、草津漁港におけるかき養殖の陸揚量は全体の約74%を占めている。また、漁港背後に広島市中央卸売市場が位置することから、近海で獲れた魚介類の集積地となっている。

また、井口地区では、たこつぼや刺網漁の他、わかめ養殖を行うとともに、地元産のあさりの復活に向けて、積極的な保護活動を進めているところである。

表 2-1 草津漁港の陸揚量

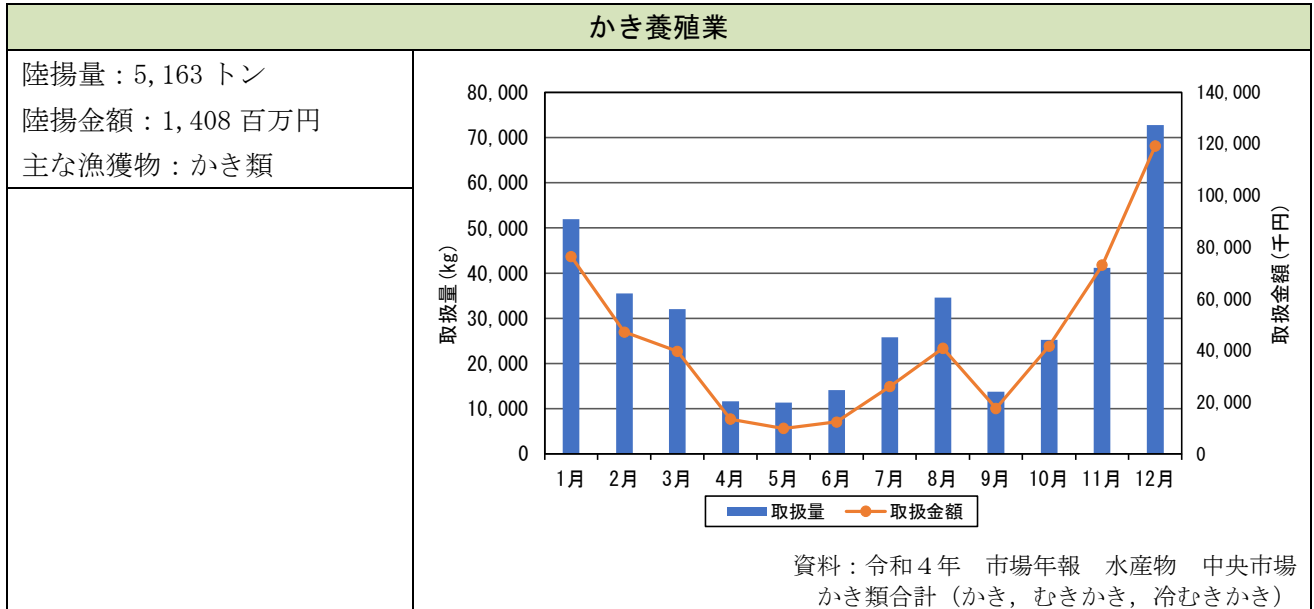
R4 属地陸揚量 7,011.2 トン、R4 属地陸揚金額 3,304 百万円																																								
陸揚量の割合	陸揚金額の割合																																							
<p style="text-align: center;">陸揚量(トン)</p> <table border="1"> <caption>陸揚量(トン)の内訳</caption> <tr><th>種類</th><th>数量(トン)</th><th>割合</th></tr> <tr><td>運搬船搬入量</td><td>1,848.7</td><td>26%</td></tr> <tr><td>かき養殖</td><td>5,162.5</td><td>74%</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">運搬船搬入量内訳(トン)</p> <table border="1"> <caption>運搬船搬入量内訳(トン)</caption> <tr><th>種類</th><th>数量(トン)</th><th>割合</th></tr> <tr><td>たい類</td><td>387.3</td><td>21%</td></tr> <tr><td>ぶり類</td><td>288.8</td><td>16%</td></tr> <tr><td>いわし類</td><td>217.2</td><td>12%</td></tr> <tr><td>さけ・ます類</td><td>129.8</td><td>7%</td></tr> <tr><td>さわら類</td><td>118.6</td><td>6%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>707.0</td><td>38%</td></tr> </table>	種類	数量(トン)	割合	運搬船搬入量	1,848.7	26%	かき養殖	5,162.5	74%	種類	数量(トン)	割合	たい類	387.3	21%	ぶり類	288.8	16%	いわし類	217.2	12%	さけ・ます類	129.8	7%	さわら類	118.6	6%	その他	707.0	38%	<p style="text-align: center;">陸揚金額(百万円)</p> <table border="1"> <caption>陸揚金額(百万円)の内訳</caption> <tr><th>種類</th><th>金額(百万円)</th><th>割合</th></tr> <tr><td>運搬船搬入量</td><td>1,896</td><td>57%</td></tr> <tr><td>かき養殖</td><td>1,408</td><td>43%</td></tr> </table>	種類	金額(百万円)	割合	運搬船搬入量	1,896	57%	かき養殖	1,408	43%
種類	数量(トン)	割合																																						
運搬船搬入量	1,848.7	26%																																						
かき養殖	5,162.5	74%																																						
種類	数量(トン)	割合																																						
たい類	387.3	21%																																						
ぶり類	288.8	16%																																						
いわし類	217.2	12%																																						
さけ・ます類	129.8	7%																																						
さわら類	118.6	6%																																						
その他	707.0	38%																																						
種類	金額(百万円)	割合																																						
運搬船搬入量	1,896	57%																																						
かき養殖	1,408	43%																																						
<p>《代表漁業種類》</p> <p>○かき養殖</p>	<p>《代表魚種》</p> <p>○かき</p> <p style="text-align: right;">※運搬船搬入除く</p>																																							

資料：草津漁港 港勢調査 令和4年

✓ 草津漁港の代表的な漁業種類の生産・流通特性を示す。

◆かき養殖業の特性

表 2-2 対象漁業種類の概要(かき養殖業)



資料：草津漁港 港勢調査 令和4年

◆広島市中央卸売市場中央市場

広島市中央卸売市場中央市場、東部市場は、大阪と福岡のほぼ中間、中四国地方の中心に位置していることから、物流の集散地としての優位性を有している。



資料：広島市中央卸売市場 新中央市場建設基本計画

図 2-2 中四国地方と近隣都市との位置関係

中央市場は、大規模な物流の拠点として建設された広島市西部流通業務地区に位置しており、高速道路のインターチェンジ、物流拠点が集積する西風新都、都心部からも近距離にある。

また、西側に隣接する市場の関連施設用地には、中央市場の場内関係事業者各社が自社の倉庫・加工・配送等の施設を設置している。

中央市場は、全国の中央卸売市場の中で4番目に広い敷地を有し、青果・水産物・花きの3品目を取り扱う総合市場である。



所在地	西区草津港一丁目8番1号	敷地面積	約24万2千㎡
業務開始年月日	昭和24年(1949年)10月10日	延床面積	約11万2千㎡
現市場移転日	昭和56年(1981年)10月12日	取扱高	青果：約344億円、12万トン 水産：約256億円、2.5万トン 花き：約60億円、1.6億本(注)
取扱品目の部類	青果・水産物・花き	(注)	鮮物1本を切り花8本に換算

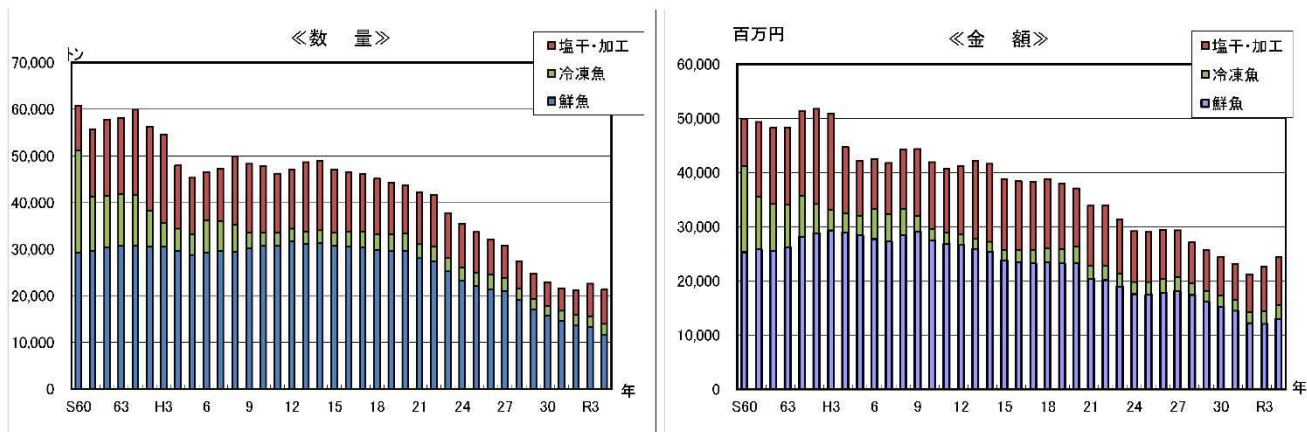
資料：広島市中央卸売市場 新中央市場建設基本計画

図 2-3 中央市場の全景と施設概要

近年、取扱高の低迷が続き、開設当初に比べ仲卸業者数が大きく減少するなど、場内事業者の多くが厳しい経営状況にある。

水産物の取扱数量のピークは、昭和60年の6.1万トンである。令和4年の取扱数量は2.1万トンであり、上記のピーク時に比べ、65%減少している。

また、取扱金額のピークは、平成2年の517億円である。令和4年の取扱金額は244億円であり、上記のピーク時に比べ、53%減少している。



資料：広島市中央卸売市場 令和4年 市場年報 水産物

図 2-4 中央市場取扱高の推移 種類別(鮮魚、冷凍魚、塩干・加工)取扱高

✓各漁業種類の生産・流通過程において必要となる機能を示す。

草津漁港の漁業の生産・流通過程において、必要となる機能（項目）を、表 2-3 に示す。また、各漁業種類の流通配置は図 2-5～図 2-6 に示すとおりである。

表 2-3 生産・流通過程において必要となる機能

生産 流通 課程	必要な 主な機能	機能維持のために 必要な施設・設備	機能低下時の漁業活動への影響の有無 【○】必要な機能、【-】不要な機能		
			かき養殖	漁労	陸上搬入
共通	必要な資器材 の供給	人	○	○	○
		水	○	○	○
		氷	○	○	○
		電気	○	○	○
		情報通信	○	○	○
		飲料水、食料	○	○	-
		漁船	○	○	-
		船舶燃料	○	○	-
		漁具、養殖資材	○	○	-
		照明灯	○	○	○
		事務所	○	○	○
漁場	漁業活動機能	漁場	○	○	-
		養殖施設	○	-	-
漁港	漁港機能	航路、泊地	○	○	-
		標識灯	○	○	-
		外郭施設	○	○	-
		係留施設(エプロン)	○	○	-
		用地	○	○	○
		倉庫	○	○	○
加工	加工機能	加工施設	○	○	-
		陸揚機械	○	○	-
		取水施設	○	-	-
		蓄養施設	-	○	-
		荷役機械	○	○	-
流通	輸送機能	臨港道路	○	○	○
		車両	○	○	○
		出荷先不足	○	○	○

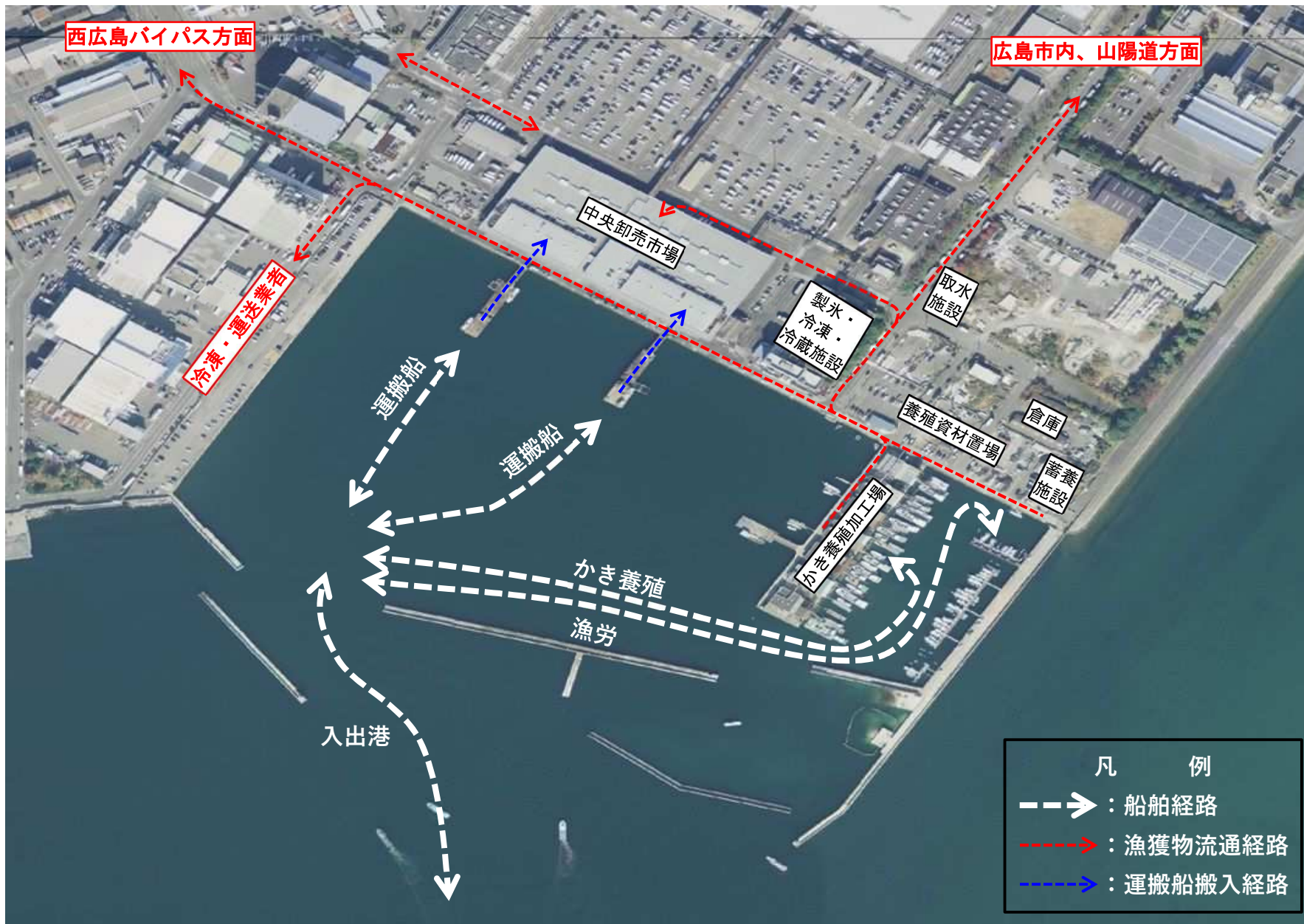


図 2-5 草津漁港流通経路図 (草津地区)



图 2-6 草津漁港流通経路图 (井口地区)

3. 想定される災害

3.1. 想定される災害について

✓草津漁港BCPの想定される災害における被害規模を示す。

「3. 想定される災害」では、草津漁港BCPを今後、発生が予測される災害情報を整理し、草津漁港の被害規模について示している。

3.2 想定される災害の整理

「想定される災害の整理」では、草津漁港にて発生が想定されている災害について、整理するとともに、漁港施設の被害想定を示している。

3.3 想定される被害及び問題点・課題の把握

「想定される被害及び問題点・課題の把握」では、草津漁港の有する各機能について、災害の発生によって想定される被害の内容・程度について整理したうえで、対策の内容・優先順位の検討に資するよう、発災後の被害想定を踏まえた漁港機能の代替可能性又は復旧の難易度について、BCP上の問題点・課題を把握するとの観点から整理している。

3.2. 想定される災害の整理

✓ 今後、草津漁港において想定される地震・津波、高潮(台風)による災害被害を示す。

広島県では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、広島県防災会議によって広島県地域防災計画（令和 7 年 5 月修正）が示されている。広島県地域防災計画は、災害対策を計画的に推進して防災体制を確立することを目的として作成されたものであり、広島県の風災害ほか自然災害に関する基本的情報が整理されている。

また、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて、津波浸水想定が行われている。津波浸水想定では、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と浸水深さ（浸水深）が示されている。

高潮（台風）による被害については、平成 27 年 5 月に改正された水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図を公表（令和 4 年 3 月）している。高潮による浸水想定区域図では、想定し得る最大規模の高潮による浸水区域、浸水深さ及び浸水継続時間が示されている。

(1) 地震・津波

■地震

広島県地震被害想定調査報告書（令和 7 年 10 月）において、広島県内の活断層、過去の地震（表 3-1）、地震発生状況などから地震動が設定され、地区別の震度予測が示されている（図 3-1～図 3-2）。この結果、“安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震”発生時には、広島県内における地震規模はM7.4と設定されており、草津漁港では震度 6 弱の揺れが想定されている。

想定地震：地震規模 マグニチュード 7.4、震度 6 弱【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震】

■津波

広島県では、市町等による警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条に基づく「津波災害警戒区域」（イエローゾーン）に指定され、「広島県地震被害想定調査検討委員会」において検討を行い、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定図」を作成された。

広島県で想定されている浸水域と浸水深を図 3-3～図 3-5 に示す。これより、広島市では、津波到達時間 246 分、津波水位 3.6m の津波が想定されている。

想定津波：津波到達時間 246 分、津波水位 3.6m【南海トラフ巨大地震】

※最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定されているものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。

表 3-1 広島県に被害をもたらした主な過去の地震

発生日月	地震名	マグニチュード	被害の概要						
慶安 2 年 (1649 年) 3 月 17 日	芸予地震	7.4±0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。						
貞享 2 年 (1686 年) 1 月 4 日	芸予地震	7.0~7.4	広島城廻その他少しづつ破損したが大破ではなく、広島県中西部 199ヶ村で被害。合計で家損 147 軒、蔵損 39 軒、社 3、寺 5、土手 4,734 間、石垣損 857.5 間、田畑損 1.19 町、死 2、死牛馬 3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で堀われ瓦落ちる。						
宝永 4 年 (1707 年) 10 月 28 日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり (町・郡内で全潰家屋 78, 半潰 68)。						
嘉永 7 年 (1854 年) 12 月 24 日 安政元年※	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が 1.6~1.7 尺 (0.5m) であった。						
嘉永 7 年 (1854 年) 12 月 26 日 安政元年※	伊予西部	7.3~7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。						
安政 4 年 (1857 年) 10 月 12 日	芸予地震	7.25±0.5	三原で藩主の家など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原 (呉市) で土堤割れなどあり。						
明治 5 年 (1872 年) 3 月 14 日	浜田地震	7.1±0.2	中野村 (北広島町) で亀裂 (延長 500m) を生じ、家土蔵半潰 15、橋梁落下 2 を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。						
明治 38 年 (1905 年) 6 月 2 日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第 14 工場が倒壊し死者 2、負傷者 22 を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落があり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者 11、宇品は明治 17 年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。						
			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突損壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5(51)	25(57)	(5,957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
佐伯郡			2	1					
安佐郡		1	7		1				
合計	11	160	56	47	40	26			
出典：地震予防調査会報告 1905 No. 53 ()内は、中央気象台の記録									
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2						
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし [広島県調べ]						
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱~6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部損壊 18,544 棟等の被害。また、延べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害 [内閣府 (2003) 8]。広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。[広島県調べ]						
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。[広島県調べ]						
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1, 軽傷 3,)、住家一部損壊 2 棟 [広島県調べ]						
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]						
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1 (震度 5 弱) [広島県調べ]						
令和 6 年 (2024 年) 4 月 17 日	広島県南部	6.6	負傷者 2、住家一部損壊 1 棟 [広島県調べ]						

※寛永 7 年 11 月 27 日 安政に改元

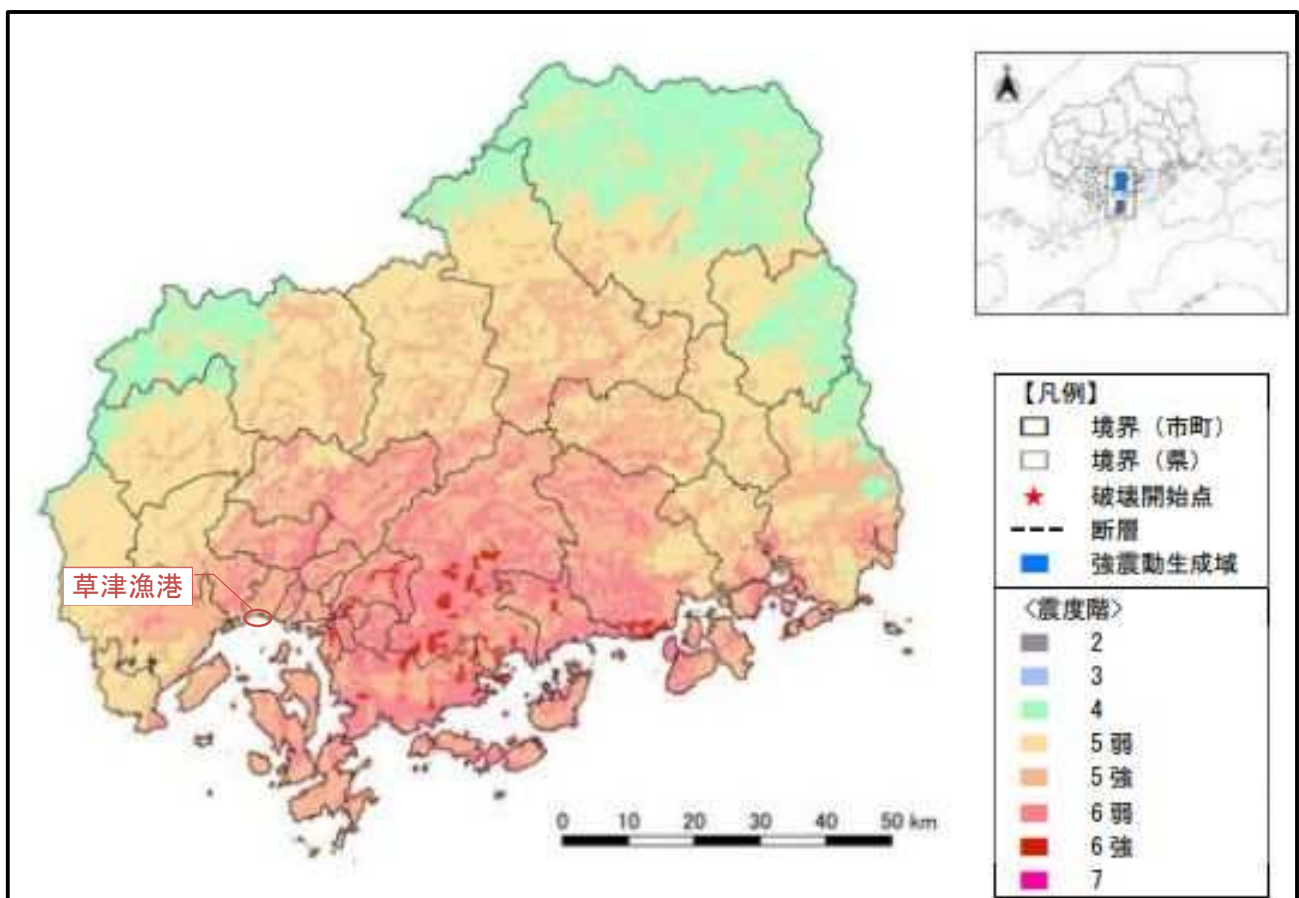
資料：広島県地震被害想定調査報告書 令和 7 年 10 月 P. I-9~I-11

■草津漁港における地震被災例

広島県に大きな被害をもたらした平成13年3月24日芸予地震では、草津漁港の南側岸壁(-5.5m)及び東側岸壁(-7.5m)が被災し、岸壁法線に平行な複数のクラックが生じ、法線はらみ出しは最大で約30cm、さらに背後地盤の沈下により約25cmの段差が生じた。(写真1、写真2参照)



(出典：2001年3月24日芸予地震被害報告書(社)土木学会芸予地震被害調査団)



資料：広島県地震被害想定調査報告書 令和7年10月 P. III-5

図 3-1 地震による施設の被害想定(広島県域)【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震】

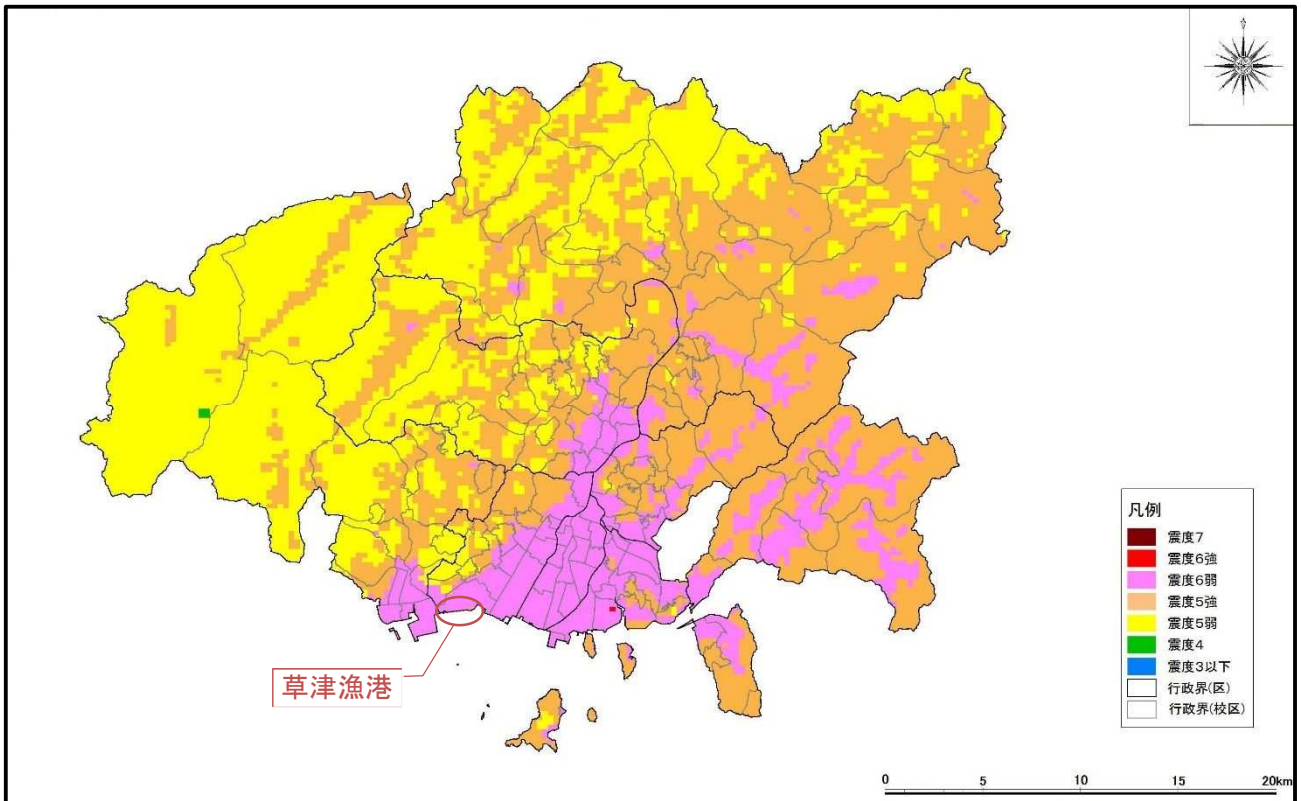


図 3-2 地震による施設の被害想定（広島市域）【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震】

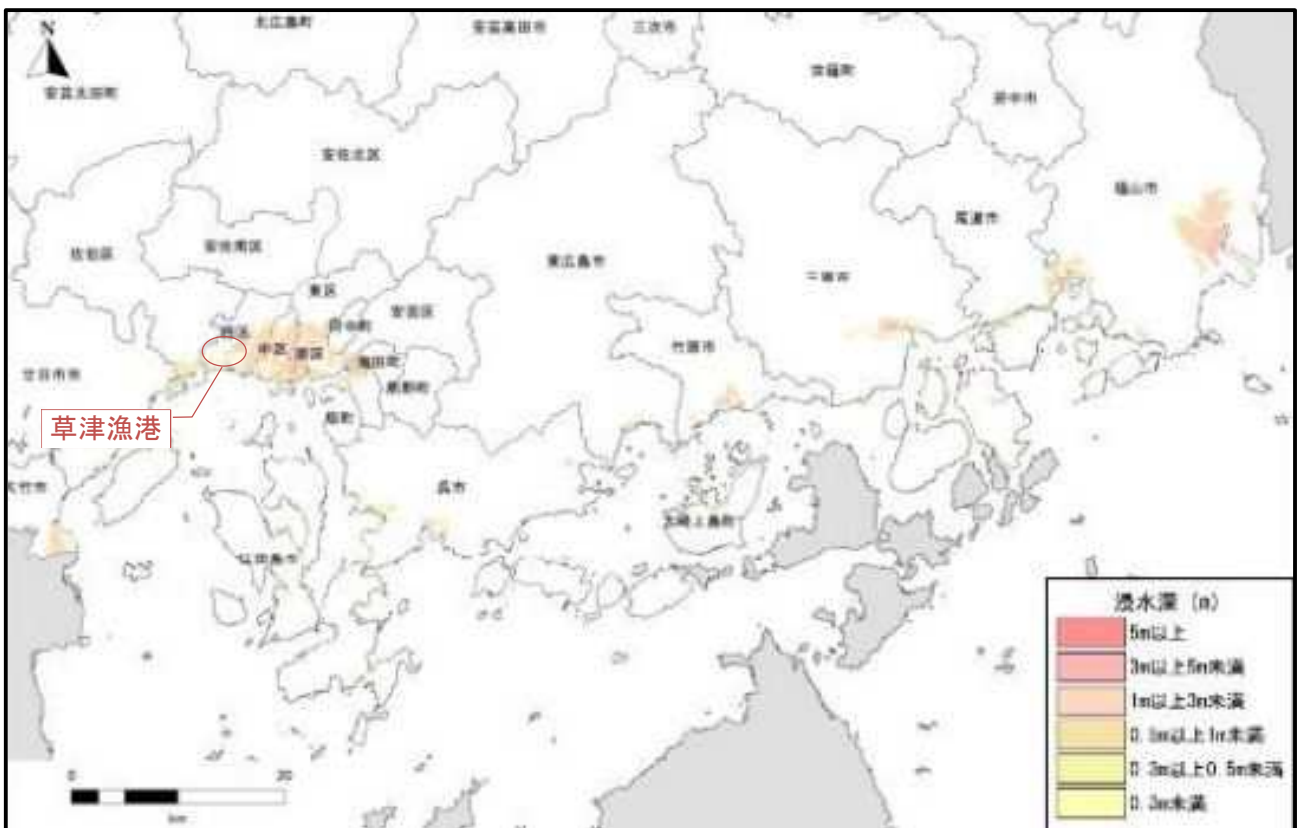
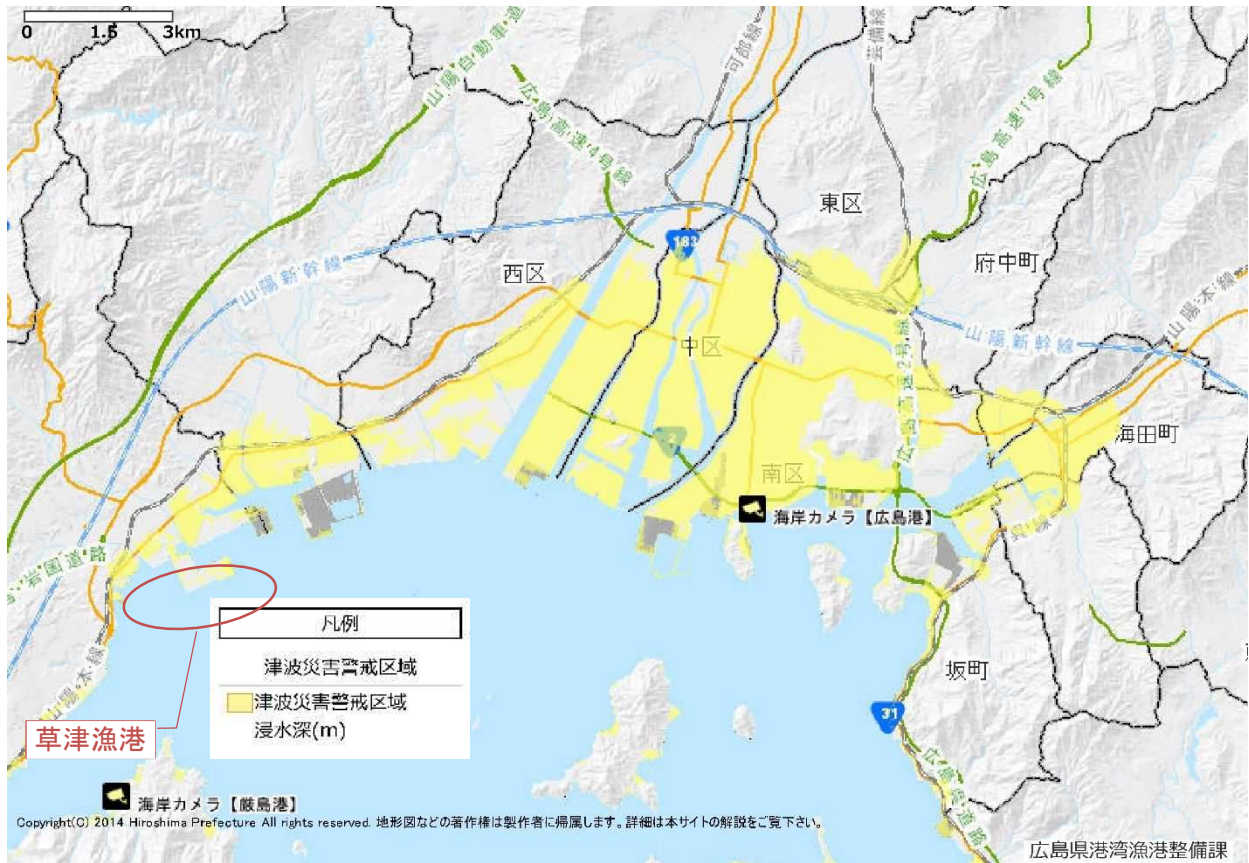
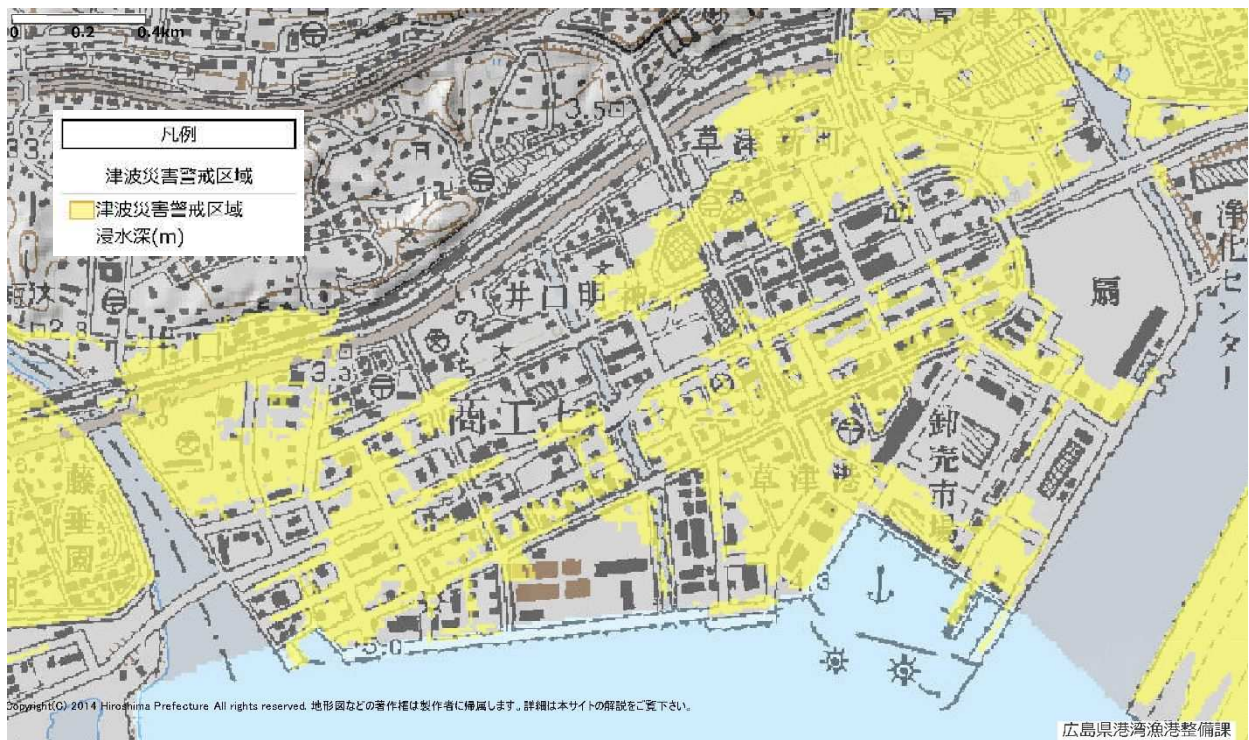


図 3-3 津波による最大浸水深分布図【南海トラフ巨大地震】



資料：高潮・津波災害ポータルひろしま HP「津波災害警戒区域図/津波浸水想定図」
<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapTsunami.aspx>

図 3-4 津波による浸水分布（広島市域）【南海トラフ巨大地震】



資料：高潮・津波災害ポータルひろしま HP「津波災害警戒区域図/津波浸水想定図」
<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapTsunami.aspx>

図 3-5 津波による浸水分布（草津漁港周辺）【南海トラフ巨大地震】

■草津漁港周辺の津波ハザードマップ（緊急避難場所と緊急避難施設）

＜西区(2) (己斐、高須、庚午、古田 小学校区)＞津波ハザードマップ

お問い合わせ先
 広島市危機管理室災害予防課 082-504-2664
 西区役所地域起こし推進課 082-532-1023

想定条件
 このハザードマップは、「最大クラス」の津波が悪条件下（地震による液状化により堤防等が沈下して構造物が機能しない場合などを想定したもの）で発生した場合の浸水想定結果のうち、最も浸水深が深くなる場合の想定を示したものです。最大クラスの津波は、発生頻度はきわめて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらします。

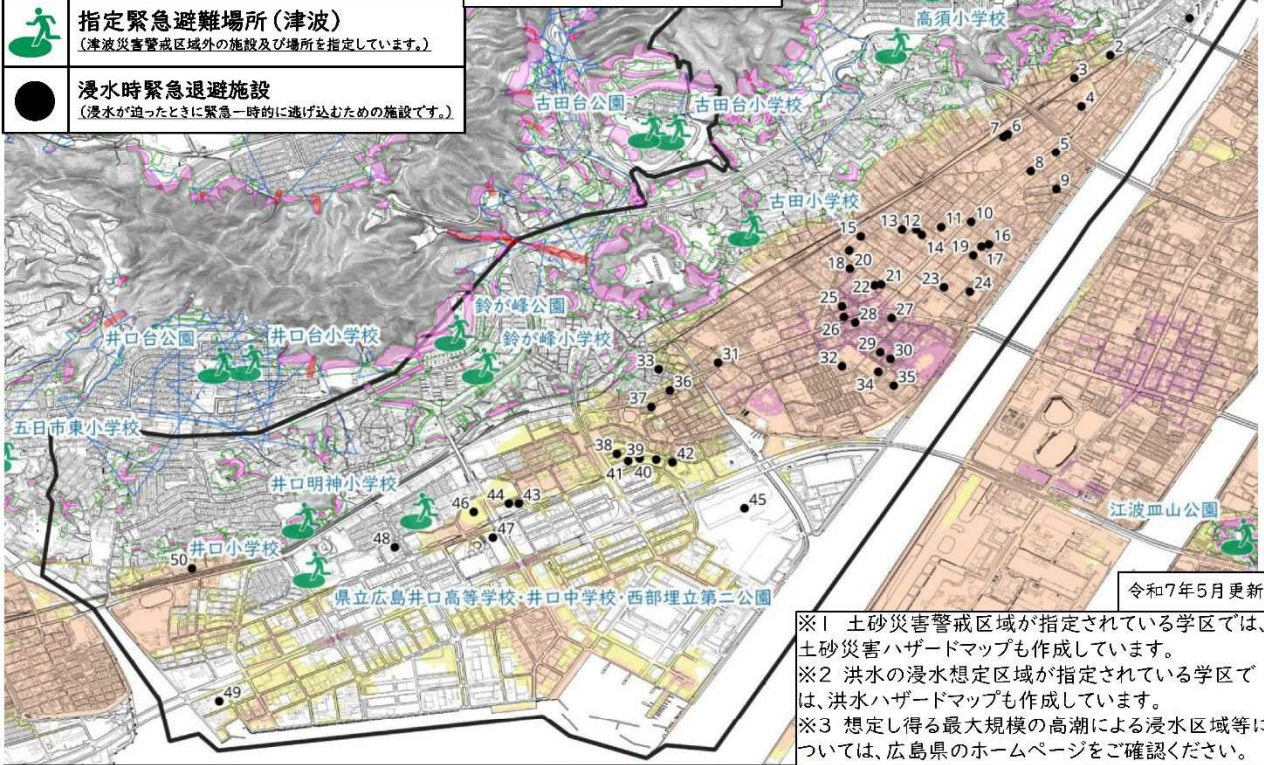
凡例

想定される基準水位	土砂災害特別警戒区域	がけ崩れ
5m以上	土砂災害警戒区域	土石流
3~5m		
0.5~3m		
~0.5m		

指定緊急避難場所（津波）
 (津波災害警戒区域外の施設及び場所を指定しています。)

浸水時緊急退避施設
 (浸水が迫ったときに緊急一時的に逃げ込むための施設です。)

避難指示が発表された場合は、直ちに高台や津波に対応した指定緊急避難場所に避難しましょう。高台などの安全な場所への避難が困難なときは、付近の堅牢な建築物や浸水時緊急退避施設に緊急一時的に避難しましょう。



番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	西広島パーキング	己斐本町一丁目8番15号	18	U-city古江駅前	庚午中二丁目18番8号
2	己斐本町コープマンション	己斐本町三丁目1番6号	19	コープ野村庚午北	庚午北四丁目9番25号
3	ライオンズマンション己斐本町	己斐本町三丁目9番3号	20	アルファリビング古江駅前	古江新町1番3号
4	西広島ガーデンア	己斐本町三丁目12番33号	21	グリーンパーク石田	庚午中三丁目2番38号
5	アラキヘルスケアプラザ	庚午北一丁目5番15号	22	ライオンズヴィアール庚午中	庚午中三丁目2番36号
6	Okano II	庚午北二丁目5番20号	23	庚午パークホームズ	庚午中一丁目9番27号
7	岡野ビル	庚午北二丁目5番16号	24	広島電鉄庚午社宅	庚午中一丁目10番21号
8	シャルマン庚午北	庚午北一丁目13番24号	25	グループホームこうご	庚午中三丁目6番6号
9	ローレルコートアネスト庚午北	庚午北一丁目10番20号	26	かわくちビル	庚午中三丁目7番9号
10	コンボーゼ庚午北	庚午北四丁目6番20号	27	グランドメン庚午中	庚午中四丁目5番8号
11	庚午北パークハウス	庚午北三丁目20番8号	28	パークシティ庚午中	庚午中四丁目21番26号
12	クレアセトル庚午中	庚午中二丁目2番20号	29	ベルル庚午中老番館	庚午中四丁目17番21号
13	株式会社中電工庚午中社宅	庚午中二丁目5番1号	30	ベルル庚午中老番館	庚午中四丁目16番21号
14	庚午中パーク・ホームズガーデンコート	庚午北二丁目2番12号	31	草津東コープマンション	草津東二丁目16番12号
15	コーポラティブ庚午中	庚午中二丁目7番16号	32	アーバングランディア庚午	庚午南一丁目32番34号
16	庚午北パークホームズ	庚午北四丁目9番40号	33	藤和草津本町ホームズ	草津本町21番18号
17	パークハウス庚午北ウェリスコート	庚午北四丁目9番31号	34	ディアメゾン庚午南アーバンフィール	庚午南一丁目7番32号
35	フローレンス庚午南グランドアーク	庚午南一丁目3番23号	36	クレアセトル草津	草津浜町4番16号
37	シティプラザ西部公園	草津南一丁目4番3号	38	合同宿舍草津住宅1号棟	草津新町一丁目19番1号
39	合同宿舍草津住宅3号棟	草津新町一丁目19番3号	39	合同宿舍草津住宅4号棟	草津新町一丁目19番4号
40	合同宿舍草津住宅2号棟	草津新町一丁目19番2号	41	合同宿舍草津住宅2号棟	草津新町一丁目19番2号
42	サーバスシティ草津新町	草津新町一丁目20番57号	42	サーバスシティ草津新町	草津新町一丁目20番57号
43	アルパーク南棟	草津新町二丁目29番39号	43	アルパーク南棟	草津新町二丁目29番39号
44	大時会館(駐車場棟)	草津新町二丁目29番26号	44	大時会館(駐車場棟)	草津新町二丁目29番26号
45	LECT(レクト)	扇二丁目1番45号	45	LECT(レクト)	扇二丁目1番45号
46	アルパーク西棟	井口明神一丁目1番1号	46	アルパーク西棟	井口明神一丁目1番1号
47	広島サンプラザ	商工ビター三丁目1番1号	47	広島サンプラザ	商工ビター三丁目1番1号
48	広島信用金庫研修センター	井口明神二丁目13番4号	48	広島信用金庫研修センター	井口明神二丁目13番4号
49	Nikko広島	商工ビター八丁目4番4号	49	Nikko広島	商工ビター八丁目4番4号
50	市営井口住宅	井口三丁目4番1号	50	市営井口住宅	井口三丁目4番1号

基準水位とは

「基準水位」は、広島県津波浸水想定区域図に定める浸水により、津波が建築物に衝突したときのせり上がりの高さを考慮した水位であり、地盤面からの高さを表示しています。
 なお、この基準水位は、現在の科学的知見を基に今後発生が想定される津波から設定したものであり、実際には、浸水が想定される区域の外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

(2) 高潮(台風)

■高潮(台風)

広島県における過去の主な高潮（台風）災害は、表 3-2 に示すとおりである。

ハード整備だけでは防ぐことができず、設計外力を大きく上回る高潮に対して、最悪の事態を想定し、危機管理・避難警戒体制の充実を図る必要がある。このため、広島県では、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について、県民に知らせ、避難行動に資することを目的として、国が作成した「高潮浸水想定区域図作成の手引き（Ver. 2.10）」に準拠して、高潮浸水想定区域図を作成（令和 4 年 3 月）し、想定し得る最大規模の高潮による浸水区域、浸水深さ及び浸水継続時間を公表している。

広島県で策定された高潮浸水想定区域図を、図 3-6 に示す。

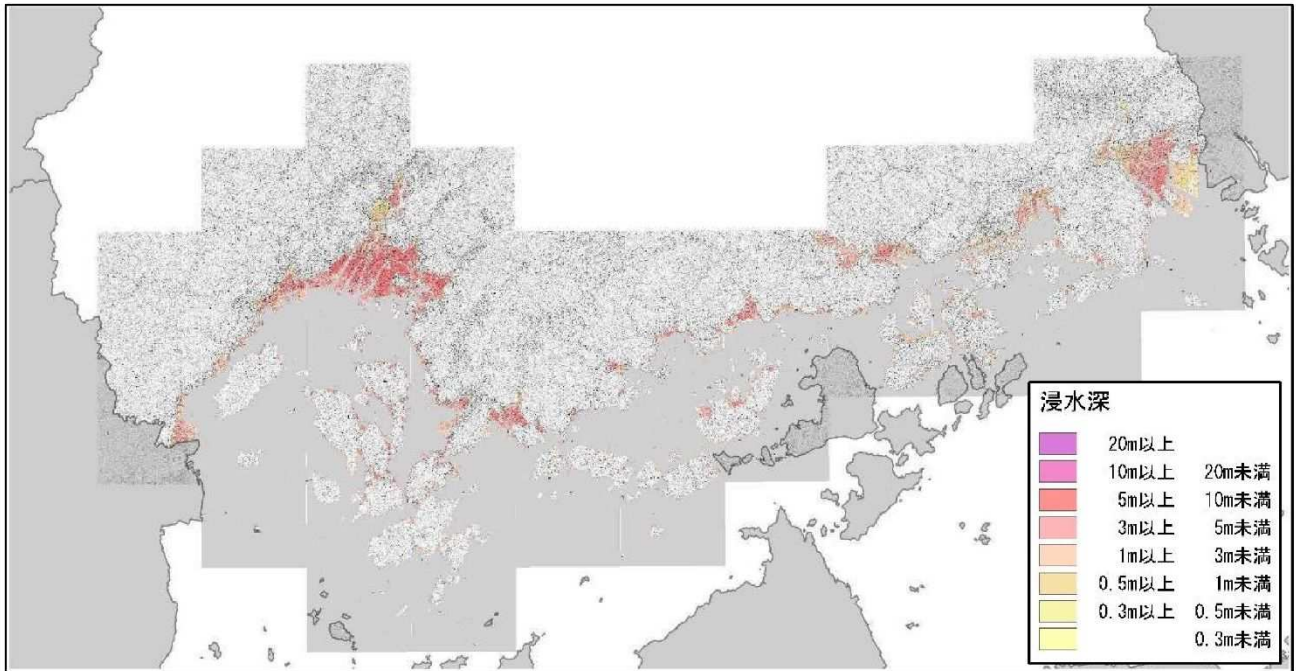
想定最大規模の高潮：浸水面積 62.9km²、最大高潮水位（T.P.+m）8.1m【広島市】	
【想定台風】	中心気圧 910hPa（室戸台風級を想定）
	最大旋衡風速半径※ 75km（伊勢湾台風級を想定）
	台風の移動速度 73km/h（伊勢湾台風級を想定）
※最大旋衡風速半径とは、台風の中心から台風の周辺で風速が最大となる地点までの距離	

表 3-2 広島県の主な高潮災害

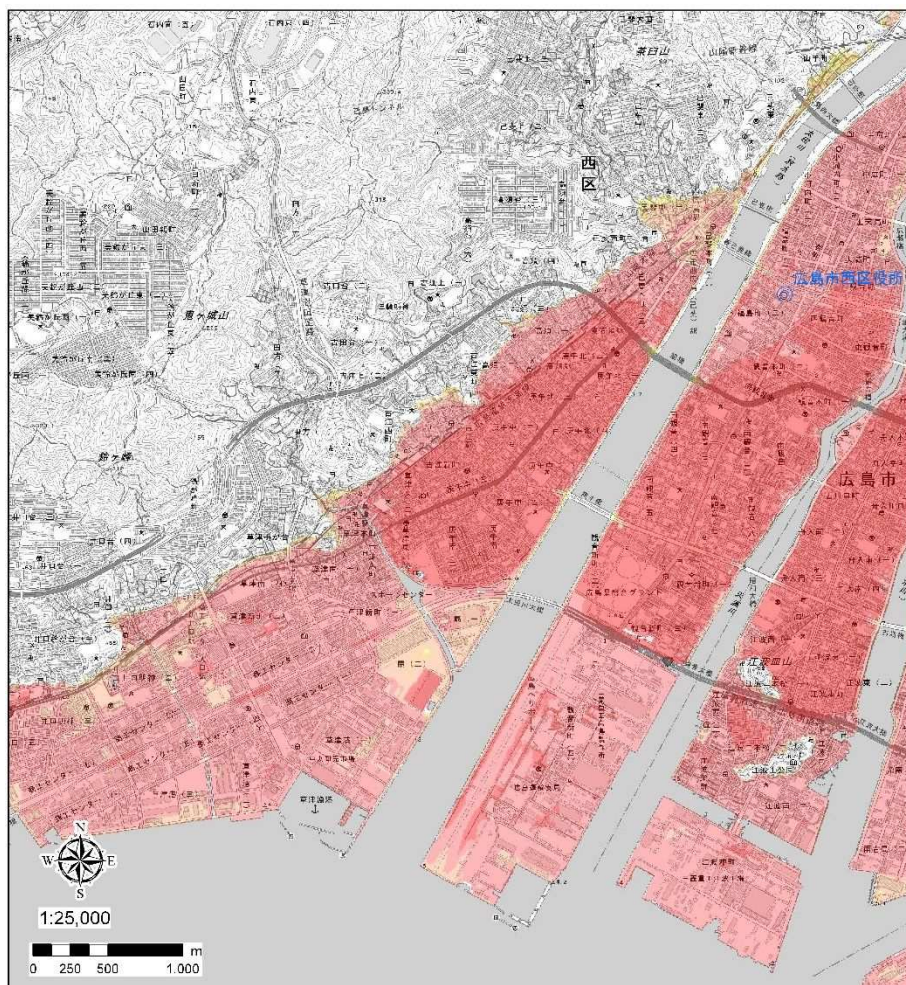
発生年月日	台風名	広島県下の被害状況			気象・海象状況	
		死者	床上浸水戸数	床下浸水戸数	最高潮位(T.P.)	最大風速(風向)
昭和 20 年 9 月 7 日	枕崎台風	2,558	24,168	28,358	—	30.2m/s (N)
昭和 26 年 10 月 15 日	ルース台風	166	5,726	17,863	—	33.9m/s (S)
⋮						
昭和 51 年 9 月 13 日	台風 17 号	16	321	6,353	2.02m	21.5m/s (S)
昭和 53 年 9 月 15 日	台風 18 号		303	3,730	2.46m	19.4m/s (SSE)
昭和 55 年 9 月 11 日	台風 13 号	—	52	2,961	2.26m	18.4m/s (S)
平成 3 年 9 月 14 日	台風 17 号	—	1	35	2.12m	23.1m/s (S)
平成 3 年 9 月 27 日	台風 19 号	6	3,005	9,162	2.92m	36.0m/s (S)
平成 11 年 9 月 24 日	台風 18 号	5	141	1,033	2.87m	32.1m/s (SSE)
平成 16 年 8 月 30 日	台風 16 号	—	1,379	5,799	2.90m	12.7m/s (SSW)
平成 16 年 9 月 7 日	台風 18 号	5	860	3,128	2.77m	33.3m/s (S)

資料：広島県高潮浸水想定区域図について【想定最大規模】(解説) 令和 4 年 3 月 広島県

【広島県全域】



【広島市：草津漁港周辺】



資料：想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図について
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/souteisaidaitakashio.html>

図 3-6 最大規模の高潮に対する最大の浸水域及び浸水深

3.3. 想定される被害及び問題点・課題の把握

✓草津漁港における、各機能で想定される被害の内容・程度と、被災時の問題点・課題を示す。

表 3-3 想定される被害及び問題点・課題の整理 (1/2)

生産流通過程	必要な主な機能	機能維持のために必要な施設・設備	想定される被害及び問題点・課題
共通	必要な資器材の供給	人	○負傷や通勤不能により業務が停止する可能性あり。 ⇒地震発生時の安全確保が重要。臨時の人員雇用では作業効率低下。
		水	○給水管が破損して、水不足になる可能性あり。 ⇒給水車などによる代替入手は供給量が限られるため、飲料水や生活用水としての利用が優先され、漁業活動等への利用は難しい。
		氷	○製氷設備が損傷を受けて、氷不足になる可能性あり。 ⇒大量の氷の代替入手は難しい。船への供給は他港での氷補給も検討する必要あり。
		電気（電柱、送電線）	○地震により、送電線などが被害を受けて、停電になる可能性あり。 ⇒事前対策として、非常用電源の設備を整える方法がある。事後対策として、発電機や移動電源車の手配を検討する必要あり。
		情報通信	○通信設備の被害や通信混雑により、電話・FAX・インターネット等の通信が途絶える可能性あり。 ⇒災害に強い通信設備の準備が必要。事後対策として、移動通信車や衛星携帯電話の調達を検討する必要あり。
		漁船	○係留時に船舶が激しく動揺し、転覆・損傷する可能性あり。 ⇒安全に係留できる係船場所の確保が必要である。
		船舶燃料	○燃料供給ができなくなる可能性あり。 ⇒代替調達先を確保しておく必要がある。必要に応じ、他漁港等での給油を検討する必要あり。
		漁具、養殖資材	○漁具や養殖資材の流失や散乱、破損の可能性あり。 ⇒漁具や養殖資材の予備の準備が求められる。また、置場スペースの確保が必要となる。
		照明灯（臨港道路・ヤード・岸壁等）	○停電や設備の損傷により、使用できない可能性あり。 ⇒バッテリー式の照明機材レンタルを検討する必要あり。
		事務所	○施設建物が損傷し、利用できなくなる可能性あり。 ⇒早期に損傷の度合いを確認（危険度判定）することや代替の施設を確保する必要がある。
飲料水、食料	○交通網が乱れ、調達困難となり、不足する可能性あり。 ⇒備蓄の確保が必要。長期間にわたる場合、船やヘリを使った物資供給が必要となる。		
漁場	漁業活動機能	漁場	○津波により瓦礫や漂着物が散乱し、安全に利用できない可能性あり。 ⇒瓦礫や漂着物を早期に取り除く必要がある。
		養殖施設	○津波により養殖施設の損傷や流出が発生する可能性あり。 ⇒速やかな応急復旧のために、補修資材を確保しておく必要がある。
漁港	漁港機能	航路、泊地	○津波により漂流物が散乱し、安全に利用できない可能性あり。 ⇒漂流物の流入を防ぐ対策や早期に取り除くことが課題である。
		標識灯	○故障や停電が発生して標識灯が消灯する可能性あり。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		外郭施設	○地震や津波により、大きな変位・倒壊・損傷が発生する可能性あり。 ⇒必要に応じて耐震化・耐津波化を検討する必要あり。また、速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		係留施設（岸壁・エプロン等）	○地震や津波により、大きな変位・倒壊・損傷が発生する可能性あり。 ⇒必要に応じて耐震化・耐津波化を検討する必要あり。また、速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		用地	○地震により、液状化が発生する可能性あり。 ⇒必要に応じて液状化対策を検討する必要あり。また、速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		倉庫	○津波や地震により損傷する可能性あり。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。

表 3-4 想定される被害及び問題点・課題 (2/2)

生産 流通 過程	必要な主な 機能	機能維持のために 必要な施設・設備	想定される被害及び問題点・課題 【一】は被害が小さいと想定されるもの
加工	加工機能	加工施設	○津波や地震により倒壊・損傷する可能性あり。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。被災状況によつては、代替施設の確保が必要となる。
		陸揚機械 (クレーン・バルコン等)	○停電や機械の損傷等で使用できない可能性がある。 ⇒事前対策として、予備設備を確保すること望まれる。事後対策としては代替設備を手配する必要あり。
		取水施設	○施設建物が損傷し、利用できなくなる可能性あり。 ⇒事前対策として、予備設備を確保すること望まれる。事後対策としては、代替施設を調達する必要がある。
		蓄養施設	○施設建物が損傷し、利用できなくなる可能性あり。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。被災状況によつては、代替施設の確保が必要となる。
		荷役機械 (フォークリフト等)	○津波により、損傷・浸水する可能性がある。 ⇒安全な保管場所の確保が必要である。また、事後対策としては、代替機械の調達が必要となる。
流通	輸送機能	臨港道路	○道路が陥没などの損傷を受け、通行止めが発生する可能性がある。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		車両	○浸水により、走行不能となる可能性あり。 ⇒浸水しない場所への駐車場確保が必要となる。
		出荷先	○風評被害等により、出荷先が制限される可能性がある。 ⇒出荷先に状況を速やかに伝達する手段を確保する必要がある。



図 3-7 地震・津波による施設の被害想定（草津地区）



図 3-8 地震・津波による施設の被害想定（井口地区）

- その他の被害
- 従業員の不足
 - 停電・断水
 - 氷の不足
 - 船舶燃料の不足
 - 周辺道路の渋滞

4. 発災前にすべきこと

4.1. 発災前にすべきこと

✓ 発災前にすべきことについて、全体の流れを示す。

草津漁港BCP協議会は、草津漁港BCPに基づき、災害発生時における水産物流通機能の低下度を改善するための事前対策を実施するほか、適宜、草津漁港BCPの運用・見直し等に取り組む。

草津漁港BCPの策定

適宜見直し・追加



4.2 事前対策の実施

「4.2 事前対策の実施」では、草津漁港BCP協議会メンバーが、草津漁港BCPに基づき実施すべき事前対策を記載。

4.3 草津漁港BCPの普及

「4.3 草津漁港BCPの普及」では、草津漁港BCP協議会が取り組むべき草津漁港BCPの普及啓発活動について記載。

4.4 BCP訓練の実施

「4.4 BCP訓練の実施」では、草津漁港BCP協議会が取り組むべき、BCP訓練と訓練を通じた草津漁港BCPの問題点・課題の抽出について記載。

4.5 草津漁港BCPの見直し・改善

「4.5 草津漁港BCPの見直し・改善」では、BCP訓練等を通して明らかとなった問題点・課題を解消するために行う草津漁港BCPの見直し・改善について記載。



災害に備える

4.2. 事前対策の実施

✓ 想定される被害と影響を受ける団体、想定される復旧に要する期間を示す。

想定される被害に対して影響を受ける団体と想定する復旧期間を表 4-1 に示す。

表 4-1 想定される被害毎の復旧想定期間の整理

対象	想定される被害	影響を受ける団体			復旧想定期間（月）					
		広島市漁協 草津かき組合	草津 漁業組合	井口漁業 協同組合	1-2	3-4	5-6	7-8	9-10	11-12
共通	人員の負傷	●	●	●	→					
	断水	●	●	●	→					
	氷の不足	●	●	●	→					
	停電	●	●	●	→					
	情報通信の断絶	●	●	●	→					
	食料・飲料水の不足	●	●	●	→					
	漁船の転覆・損傷	●	●	●	→					
	船舶燃料の不足	●	●	●	→					
	漁具、養殖資材の流失	●	●	●	→					
	照明灯の損傷 (臨港道路・ヤード・岸壁等)	●	●	●	→					
	事務所の倒壊・損傷	●	●	●	→					
漁場	漁場の瓦礫の散乱	●	●	●	→					
	養殖施設の損傷・流出	●		●	→					
漁港	航路・泊地の瓦礫の散乱	●	●	●	→					
	標識灯の損傷	●	●	●	→					
	外郭施設の倒壊・損傷	●	●	●	→					
	係留施設(エプロン)の倒壊・損傷	●	●	●	→					
	用地の液状化	●	●	●	→					
	倉庫の倒壊・損傷	●	●	●	→					
加工	加工施設の倒壊・損傷	●	●		→					
	陸揚機械の損傷 (クレーン・ベルコン等)	●	●		→					
	取水施設の倒壊・損傷	●	●		→					
	蓄養施設の倒壊・損傷		●		→					
	荷役機械の損傷 (フォークリフト等)	●	●		→					
流通	臨港道路の損傷	●	●	●	→					
	車両の不足	●	●	●	→					
	出荷先の不足	●	●	●	→					

●：被害が想定される団体

✓大規模災害が発生する前に実施すべき事前対策の内容について示す。

水産物の生産・流通は、漁場からスタートし、漁港、市場、冷凍・冷蔵庫、加工場および輸送など多くの段階を経ており、これらが一体となって水産物供給を支えている。このような中、大規模災害発生時に、水産物の生産・流通を早期に再開するためには、水産物供給に係る全ての関係者の参加のもと、減災や早期復旧のための事前対策を確実に実施していくことが重要である。

表 4-2 事前対策のイメージ

想定される被害(例)	事前対策(被害の低減)	草津漁港の状況
瓦礫堆積	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業者の協議 ● 瓦礫仮置きスペースの候補地の選定 ● 漂流物防止柵の設置 ● 高所保管 ● 固定保管 ● 不要な漁具等の撤去 	 <p style="text-align: center;">水際に積み上げられたパレット</p>
漁具・機材等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 手配先の協議 ● 高所保管 ● 固定保管 ● 予備の高所保管 	 <p style="text-align: center;">野積場の養殖用漁具(一部、散乱防止柵内)</p>
製氷施設倒壊 (氷の不足)	<ul style="list-style-type: none"> ● 手配先の協議 ● 耐震、耐浪化 	 <p style="text-align: center;">既存の製氷施設(市場内)</p>

草津漁港において、事前対策として実施すべき内容を、次頁以降に示す。これらの対策は各対策の担当団体が主体となり、各目標年度までに対策を実施することを目標として設定するものである。

なお、ここで設定する目標は毎年の協議会などで進捗状況を確認することで各対策の実施を促すものであり、団体の事業計画等として実施が確定していない対策についても記載している。

表 4-3 事前対策の内容 (1/2)

事前対策の内容	広島県					広島市		広島市漁協		井口漁業協同組合
	広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所水産課	土木建築局港湾振興課	土木建築局港湾漁港整備課	経済観光局中央卸売市場中央市場	経済観光局農林水産部水産課	草津かき組合	草津漁業組合	
共通										
災害情報の収集体制の構築 (関係者情報・連絡網の構築)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
建設業者との防災協定締結	●			●	●		●			
ハザードマップ・避難経路図提示	●						●	●	●	●
人員負傷								●	●	●
水不足								●	●	●
漁船転覆・損傷								●	●	●
船舶燃料不足								●	●	●
漁具、養殖資材破損・流失								●	●	●
照明灯損傷 (臨港道路・ヤード・岸壁等)	●			●	●					
事務所倒壊・損傷								●	●	●
食料・飲料水不足								●	●	●
漁場										
漁場の瓦礫の散乱		●	●					●	●	●
養殖施設の損傷・流出								●		●
								●		●
漁港 (次ページに続く)										
航路・泊地の瓦礫の散乱	●			●	●					
標識灯損傷	●			●	●			●	●	該当施設なし
外郭施設倒壊・損傷	●			●	●					
係留施設(エプロン)倒壊・損傷	●			●	●					
加工場棧橋の倒壊・損傷	●			●	●					
漁港施設の耐震化、液状化対策の検討と実施	●			●	●					

●：対策実施の担当

表 4-4 事前対策の内容 (2/2)

事前対策の内容	広島県					広島市		広島市漁協		井口漁業協同組合		
	広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所	港湾振興課	土木建築局	土木建築局 港湾漁港整備課	経済観光局 中央卸売市場中央市場	農林水産部水産課	経済観光局 農林水産部水産課		草津かき組合	草津漁業組合
漁港（前頁の続き）												
用地内への瓦礫の散乱	●				●	●				●	●	●
漁具倉庫の倒壊・損傷										倉庫固定 実施済	倉庫固定 実施済	●
加工												
加工施設(上屋)倒壊・損傷										●		
陸揚機械(クレーン・ベルコン等)倒壊・損傷										●		
取水施設倒壊・損傷										●		
蓄養施設倒壊・損傷											●	
荷役機械(フォークリフト等)損傷・流失										●		
流通												
臨港道路損傷	●				●	●						
運搬車両(自家用)の故障等										●	●	●
運搬車両(運送事業者)調達困難										●	自家用車 利用	●
出荷先不足								●	●	●	●	●

●：対策実施の担当

4.3. 草津漁港BCPの普及

✓草津漁港BCPの関係者への普及活動を示す。

水産物の生産・流通それぞれの業務継続を図ることができるように、関係者が草津漁港BCPに対する意識を高め、計画の実効性を高めるための普及啓発に継続的に取り組むことが重要である。

① 草津漁港BCP普及の実施体制

草津漁港BCPの普及に向けては、草津漁港BCP協議会メンバーが一体となり取り組む。

② 実施方法

草津漁港BCPの被害想定、災害の事前及び事後の取り組みに加え、業務継続計画の概念や必要性といった基礎的な知識を、草津漁港内における水産物の生産・流通関係者に提供し、周知するため、説明会を開催し、そこでの質疑などを通して草津漁港BCPの内容を確認・把握する機会を提供する。

なお、その際、課題・問題点が明らかになった場合には、草津漁港BCPの見直し等について、草津漁港BCP協議会で議論する。

③ 実施時期

草津漁港BCP普及活動については、年1回程度、BCP訓練の事前準備と併せて実施する。

④ 対象者

草津漁港BCP普及活動については、草津漁港に関わる水産物の生産・流通関係者を対象として実施する。

⑤ その他

上記④の対象者に加え、災害時における応急復旧業務に係る協定締結の対象となる建設会社、水産物集出荷業務の担い手である運送業者などを始め、草津漁港BCPの実施体制に関わる関係者へ報告・周知することも想定する。

4.4. BCP訓練の実施

✓草津漁港BCPを用いた訓練の内容を示す。

草津漁港BCPの実効性を高めるために、定期的に訓練を実施し、その課題や問題点を抽出する。なお、必要に応じて草津漁港外とともに訓練を実施することが望ましい。

① BCP訓練の実施体制

草津漁港におけるBCP訓練は、草津漁港BCP協議会の会長が中心となり実施する。

② 実施方法

BCP訓練は、以下に示す机上訓練と実働訓練を適宜組み合わせ、実効性の高い訓練を実施する。なお、BCP策定の初期段階においては、比較的容易に実施できる机上訓練が望ましい。

②-1 机上訓練

草津漁港BCPの手順に従って、議論形式で対策毎の体制・役割を確認し、実際に各活動ができるか否かを検討する。

■机上訓練の概要

訓練項目	訓練目的
電話連絡網・緊急時の通報情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生後、速やかに各関係者と連絡が取れるかどうかを確認する。 各協議会メンバーが収集した情報をBCP協議会として大判図面等に集約する訓練を実施する。 BCP協議会は、集約した情報から優先復旧させる漁業種類の検討等を行う。
代替機関への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 各対策の実施において、代替機関を準備している場合は、代替機関が実際に稼働可能か否かについて実践する。 代替機関に連絡が取れなかった場合の行動について確認する。 ※代替機関には、事前にBCP訓練に実施を周知すると共に、実際に起こった場合に対応可能か否かについて確認する。
バックアップしているデータの取り出し	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時のBCP発動を想定して、バックアップしている電子データや書類を利用できるように、バックアップ場所から取り出す訓練を実施する。 例) 草津漁港BCP、災害規模などを議論する地図、漁港施設の断面図、流通先の連絡先など

②-2 実働訓練

模擬的に緊急時を想定した状況下において、時間経過と共に草津漁港BCPに基づいて実際に対応出来るかを確認する。訓練の実施環境（場所、使用する機材や資料等）は、災害時に使用可能か検討し、限りなく現実に近い環境で行うことが望ましい。

■実働訓練の概要

訓練項目	訓練目的
点検方法の確認	<ul style="list-style-type: none"> 発災後に行うこととなる岸壁点検、電気・水などのインフラ被害状況の把握、2次災害の発生確認、被災した漁船の確認など、各点検作業が、実際に可能か否かについて検証する。
災害状況を想定した行動・利用機器などの使用	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時では、電話による連絡手段、道路被害による通航手段の遮断の発生等、想定外のことが発生する可能性が高い。その場合、予め災害規模（訓練条件）を決め、その条件下において、各対策時における行動が可能か否かについて検証すると共に、使用する機材が利用可能か否かについても検証する。

③ 実施時期

BCP訓練の実施時期は、類似訓練の実施予定などを踏まえ、関係者と調整の上、適宜、設定する。

④ 実施内容

自然災害に関しては不確定な要素が多く含まれるため、関係者のBCPに関する熟度に応じて、段階的にレベルを設定しながら訓練を実施する。また、草津漁港BCPは生産から流通まで内容が多岐に渡るため、訓練実施毎に目標を明確に定め、その達成度を検証する。

訓練実施後には、訓練の反省と、BCPの課題を抽出するため、振り返りを実施する。振り返りの方法は、会議形式・アンケート形式等があり、目的に応じて選択、または両方を実施する。

■ BCP訓練の実施項目の例と目標の例

段階	実施項目	目標
発災	避難・安全確保	発災時の安全確保及び避難行動を把握する。
情報収集	情報収集	情報収集におけるBCP協議会メンバーの役割を把握する。
	情報伝達	
BCP協議会の開催準備	BCP協議会開催の周知	BCP協議会会長が協議会開催のために実施することを把握する。 (被災レベルにより設定)
	BCP協議会の開催場所・使用機材確保	
	被災状況の確認	
BCP協議会の開催	各団体の被災状況の共有	収集した情報をBCP協議会で共有する。
	漁港施設等の被災状況の整理	
	優先して復旧させる漁業種類の検討	被災状況、漁期、実施可能な対策などを踏まえ、復旧の方針を決定する（漁業種類及び目標復旧期間）
	実施する事後対策の確認	復旧方針を踏まえ、実施する対策とその内容を決定する。
事後対策の実施	各種事後対策の実施	各事後対策におけるBCP協議会メンバーが各自の役割を把握する。

■ BCP訓練の条件設定(被災レベルを考慮)

条件	設定時の留意点
災害発生時期	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時期は、BCP対象漁業種類の盛漁期・休漁期、目標復旧期間、養殖魚の出荷状況等を考慮して設定する。 災害の発生時期・時間によっては、漁具や機材が保管されている場合や、漁船が漁港に全くいない等、漁港の利用状況が異なるため、災害発生時期が被災状況に影響することに留意する。
災害規模	<ul style="list-style-type: none"> 漁港地区での発生が想定される地震・津波・高潮等の災害と、その規模を設定する。想定される災害はBCPにて記載した災害で問題ないが、地域防災計画等から適宜、設定しても良い。 災害の規模については、震度、震源、マグニチュード、津波高、浸水深等であり、被災状況に影響することに留意する。
被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況は、災害規模、目標復旧期間に応じて設定する。被災状況の詳細については、訓練の段階に応じて設定することが望ましい。 訓練参加者への被災状況の付与は、口頭、文章、絵、写真等を用いる。

■ 振り返りの方法

条件	設定時の留意点
会議形式	<ul style="list-style-type: none"> 訓練参加者が、訓練を実施する中での気づきや反省を会議形式で発表する。 会議形式の振り返りでは、訓練参加者の意見・反省を全員で共有することができ、疑問・問題に関して議論することができる。また、会議の進行役が訓練参加者へ質問することで、本人と異なる視点での振り返りが行われ、新たな気づきを得られることがある。
アンケート形式	<ul style="list-style-type: none"> 訓練参加者が、配布されたアンケート用紙の設問に対して、訓練を振り返り、記入する。 アンケート形式の振り返りは、会議形式の振り返りよりも短時間で進行することができる上に、手軽で、多くの意見を集めることができる。また、アンケートを後日提出とすることで、時間をかけた振り返りも可能である。なお、アンケートの記入を匿名とすることで、率直な意見が出やすくなる。

4.5. 見直し・改善

✓草津漁港BCPの見直し・改善の実施方法を示す。

草津漁港BCPの訓練を通して、草津漁港BCPの課題を抽出すると共に、計画を見直してPDCAサイクル※を繰り返し、実効性の高い草津漁港BCPを構築する。

※Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Act(改善)のサイクルを構成する4段階の頭文字をつなげたもので、業務の継続的な改善を進める手法の一つである。

① 見直し・改善の実施体制

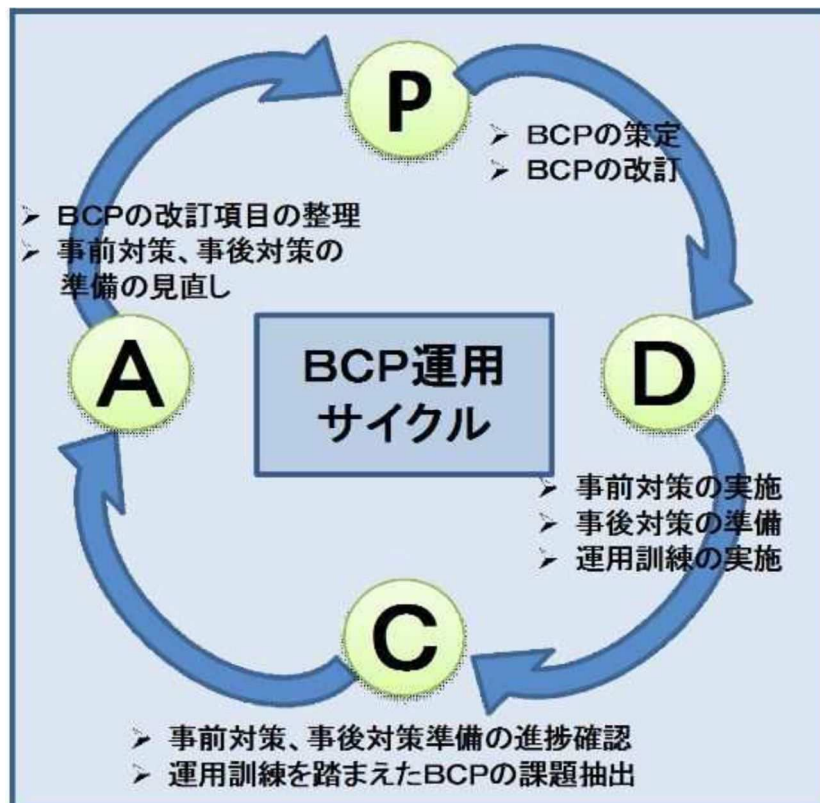
草津漁港BCPの見直し・改善は、草津漁港BCP協議会の会長が中心となり、協議会全体で取り組む。

② 実施方法

草津漁港BCPの普及を目的として実施した草津漁港BCP説明会や実際の訓練を通して抽出した課題・問題点について、草津漁港BCP協議会で議論し、役割分担、対策内容、連絡体制などについて見直しを行い、より実効性の高い草津漁港BCPを構築する。

③ 実施時期

毎年度、草津漁港BCP説明会及びBCP訓練の実施日以降に行う。



5. 発災後にすべきこと

5.1. 発災後にすべきこと

✓ 発災後に実施すべきことについて、全体の流れを示す。

災害発生後は、草津漁港BCPに基づき、各種対策を実施し、水産物流通の早期再開を図る。

広島県地域防災計画 基本計画編（令和7年5月修正版）では、広島県災害対策本部の配備基準としては「震度6弱発生」と示されており、これが草津漁港BCP発動の目安となる。

災害発生（震度6弱）



5.2 情報収集

「5.2 情報収集」では、発災後における草津漁港BCP協議会メンバーの状況や漁港施設の被災状況を把握する等の情報収集活動について記載。



5.3 BCP協議会の開催準備

「5.3 BCP協議会の開催準備」では、発災後、草津漁港BCP協議会開催までに行うべき、開催場所の確保、機材の準備、被災状況の確認、復旧期間の検討等について記載。



5.4 BCP協議会の開催

「5.4 BCP協議会の開催」では、発災後に草津漁港BCP協議会メンバーが一堂に会し、情報共有や復旧方針を協議するBCP協議会の開催について記載。



5.5 事後対策の実施

「5.5 事後対策の実施」では、草津漁港BCPに基づく事後対策の実施について記載。



※必要に応じて、適宜BCP協議会を実施

復旧の進捗確認、発災後に生じた問題への対処方策の検討等を実施する。



水産物流通の再開

表 5-1 発災後に実施する内容と担当一覧

段階	実施内容	BCP協議会会長	広島県					広島市		広島市漁協		井口漁業協同組合
			広島港湾振興事務所	水産課 農林水産局	西部農林水産事務所	港湾振興課 土木建築局	港湾漁港整備課 土木建築局	中央卸売市場中央市場 経済観光局	農林水産部水産課 経済観光局	草津かき組合	草津漁業組合	
情報収集	安否確認・被災情報収集 (各団体内)	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	被災情報の集約・伝達(漁港)	●	◎			◎	◎			◎	◎	◎
	被災情報の集約・伝達(水産)	●		◎	◎				◎	◎	◎	◎
BCP協議会の開催準備	BCP協議会開催場所の確保	◎				●	●		●			
	必要機材の確保 (筆記用具、図面、パソコン等)	◎				●	●		●			
	被災状況の整理	◎	●	●	●	●	●	●	●			
	BCP協議会開催の周知	◎										
BCP協議会の開催	各団体の被災状況の共有	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	漁港施設等の被災状況の共有	●	◎			◎	◎			●	●	●
	復旧させる機能の順位設定	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	実施する事後対策方針の共有	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事後対策の実施	事後対策の実施		詳細は P. 51 参照									

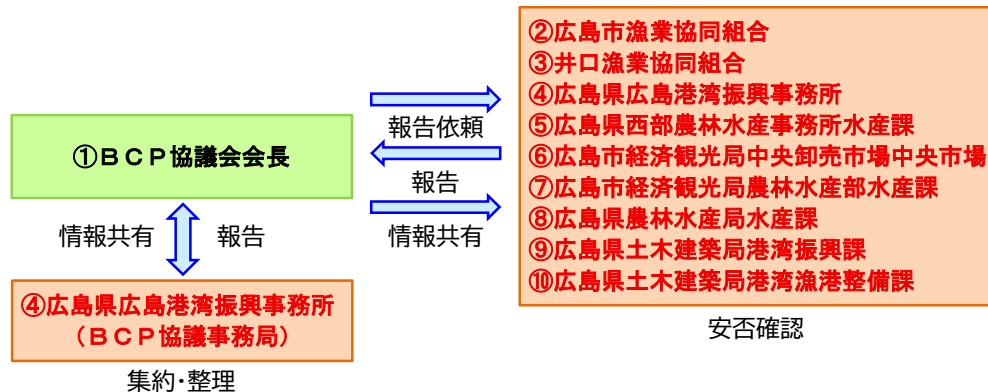
◎ : 対策実施の主担当 ● : 対策実施の副担当

5.2. 情報収集

✓ 避難・安全が確認された後の、情報収集の実施体制を示す。

(1) 安否確認・被災情報収集（各団体内で実施）

■体制



オレンジ：対策実施の担当

緑：対策実施の副担当

■手順

1) 関係者の安否確認

① BCP協議会メンバーは、各々の団体の人員の安否確認を行う。

2) 情報収集・伝達

① BCP協議会会長（事務局）は、BCP協議会メンバーに安否確認結果に関する報告を依頼する。

② BCP協議会メンバーは、安否確認の結果をBCP協議会会長（事務局）に報告する。

③ BCP協議会は、報告された情報をとりまとめ、関係機関と情報を共有する。

■連絡先一覧

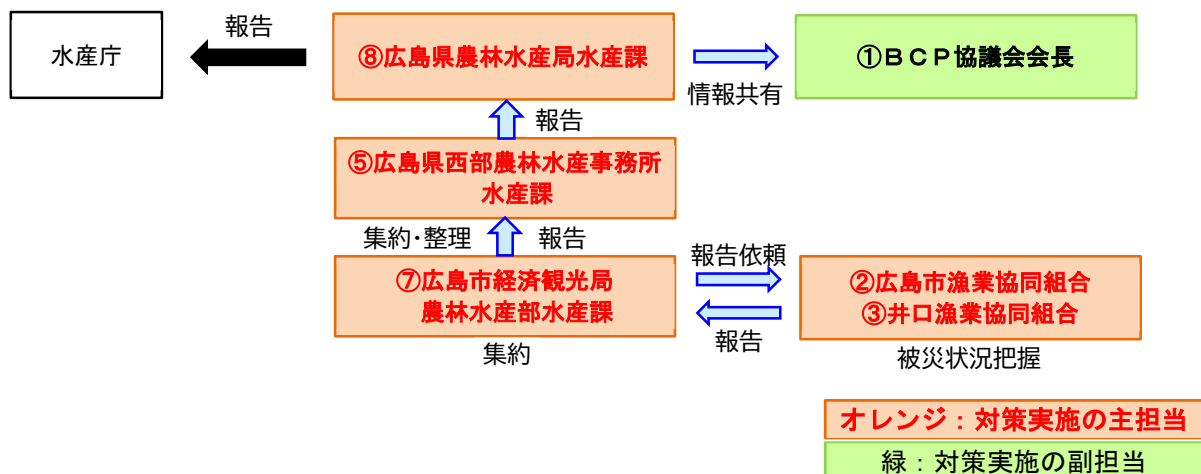
番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
④	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
⑤	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
⑥	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
⑦	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
⑧	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
⑨	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
⑩	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		

(2) 被災情報の集約・伝達

1) 水産業被害

≪施設等被害(漁船、漁具、養殖施設、漁場、その他)及び水産物等被害(水産物、水産業協同組合の在庫品)≫

■体制



■手順

1) 被災状況の把握

①広島市漁業協同組合、井口漁業協同組合は、水産業被害（施設等被害(漁船、漁具、養殖施設、漁場、その他)・水産物等被害(水産物、水産業協同組合の在庫品))を把握する。[県様式あり]

2) 情報収集・伝達

①広島市経済観光局農林水産部水産課は広島市漁業協同組合、井口漁業協同組合に被災状況に関する報告を依頼し、広島市漁業協同組合、井口漁業協同組合は、確認した被災状況を広島市経済観光局農林水産部水産課に報告する。報告を受けた広島市経済観光局農林水産部水産課は、報告内容を集約し、広島県西部農林水産事務所水産課に報告する。

②広島県西部農林水産事務所水産課は、報告された内容及び管内周辺地域の被災情報等を集約・整理し、広島県農林水産局水産課に報告する。

③広島県農林水産局水産課は報告された県内の被災状況をとりまとめ、水産庁に報告するとともに、BCP協議会会長と情報を共有する。

■連絡先一覧

番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
-	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
⑤	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
-	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
⑦	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
⑧	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
-	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
-	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		

2) 漁港施設被害

《岸壁、護岸、臨港道路他》



表 5-2 各施設の被災状況確認担当一覧

対象	広島県				広島市		広島市漁協		井口漁業協同組合	
	広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所 水産課	土木建築局 港湾振興課	土木建築局 港湾漁港整備課	経済観光局 中央卸売市場中央市場	経済観光局 農林水産部水産課	草津かき組合		草津漁業組合
共通	水							●	●	●
	水							●	●	●
	電気							●	●	●
	情報通信							●	●	●
	漁船		●	●				●	●	●
	船舶燃料		●	●				●	●	●
	漁具、養殖資材		●	●				●	●	●
	照明灯（臨港道路・ヤード・岸壁等）	●			●	●				
	事務所							●	●	●
	食料・飲料水							●	●	●
漁場	漁場		●	●				●	●	●
	養殖施設		●	●				●	●	●
漁港	航路・泊地	●			●	●				
	標識灯	●			●	●		●	●	●
	外郭施設	●			●	●				
	係留施設	●			●	●				
	棧橋（加工場部）	●			●	●		●		
	用地	●			●	●		●	●	●
	倉庫							●	●	●
加工	加工施設							●		
	陸揚機械（クレーン・ベルコン等）							●		
	取水施設							●		
	蓄養施設								●	
	荷役機械（フォークリフト等）							●		
流通	臨港道路	●			●	●				
	車両（自家用）							●	●	●
	車両（運送事業者）							●	●	●

●：被害確認の担当

5.3. BCP協議会の開催準備

- ✓ BCP協議会の開催場所や必要となる機材を示す。
- ✓ なお、BCP協議会の開催までに、漁港施設等の詳細な被災状況を確認することが必要である。

(1) BCP協議会の開催場所確保【担当：BCP協議会会長】

- ✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、各会場候補の被災状況を確認し、下記表の被災状況欄へ記入する。
- ✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、各会場候補の状況を比較し、BCP協議会開催場所を選定する。
- ✓ 会場の確保や会場までの移動が困難な場合等の状況によっては、BCP協議会会長の判断により、WEB会議や電話連絡等による開催も可能とする。

表 5-3 開催場所の被災状況

優先順位	場所（施設名称）	被災状況	備考	チェック
第1候補	広島県庁	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可	北館2F	<input type="checkbox"/>
第2候補	広島港湾振興事務所	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可	大会議室	<input type="checkbox"/>
第3候補	広島市役所	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可		<input type="checkbox"/>



出典：地理院地図（電子国土Web） 国土地理院

図 5-1 開催場所候補位置図

(2) 必要となる機材の確保【担当：BCP協議会会長】

✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、下記に示す各機材を調達する。

表 5-4 協議会に必要な機材

機材	数量	保管場所	備考	チェック
紙	200 枚	北館 2 F 執務室	A4 用紙	<input type="checkbox"/>
筆記用具	20 セット	北館 2 F 執務室		<input type="checkbox"/>
ふせん紙	20 セット	北館 2 F 執務室		<input type="checkbox"/>
机	6 台	本館地下 1 F		<input type="checkbox"/>
椅子	12 脚	本館地下 1 F		<input type="checkbox"/>
パソコン	4 台	北館 2 F 執務室		<input type="checkbox"/>

(3) BCP協議会開催の周知【担当：BCP協議会会長（または会長が指名したもの）】

✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、メンバーへBCP協議会の開催を周知するとともに、漁港施設等の詳細な被災状況の確認を依頼する。

(4) 被災状況の確認【担当：BCP協議会の各メンバー】

- ✓ BCP協議会の各メンバーは、チェックリストへ、各々の担当施設の被災状況を記入する。
なお、漁港施設等の被災状況は、必要に応じて平面図へ記入すること。
- ✓ BCP協議会の各メンバーは、各々の担当施設について、仮復旧までの期間及び本復旧までの期間を検討する。

(5) 現地対策本部設置の必要性判断【担当：BCP協議会会長（または会長が指名したもの）】

- ✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）は、災害の大きさや想定被害の規模から、現地対策本部を設置する必要があるか否かを判断する。なお、最終決定は、BCP協議会において行うものとする。
- ✓ BCP協議会会長（または会長が指名したもの）が、現地対策本部設置の必要性があると判断した場合は、他の被災状況や業務状況を踏まえ、現地対策本部の本部長候補者に打診する。なお、最終決定は、BCP協議会において行うものとする。
- ✓ 上記を踏まえ、必要に応じて、BCP協議会を現地対策本部にすることを検討する。

5.4. BCP協議会の開催

- ✓ BCP協議会の開催内容(案)を示す。
- ✓ BCP協議会の開催までに、漁港施設等の詳細な被災状況を確認する必要がある。

BCP協議会の会長は、協議会メンバーを招集し、草津漁港BCP協議会を開催する。
なお、協議会では、BCP協議会会長が中心となり、以下の議題について協議する。

～ 議題(案) ～

- 議題1 BCP協議会各メンバーの被災状況(人員、施設、システム等)の共有
- 議題2 漁港施設等の被災状況の共有
- 議題3 現地対策本部設置の必要性の検討
- 議題4 復旧方針の検討
- 議題5 実施する事後対策の確認・共有
- 議題6 発信情報の内容確認

議題1 各メンバーの被災状況(人員、施設、システム等)の共有

- ① BCP協議会各メンバーの安全および被災状況の確認
BCP協議会の各メンバーは、各々の被災状況を報告する。BCP協議会の会長は各団体の被災状況を整理し、BCP協議会各メンバーの被災状況を確認する。
- ② 連絡・実施体制の確認
BCP協議会の会長は、上記①の結果を基に、連絡・実施体制が機能するか否かを検討し、機能しない場合は、連絡・実施体制を見直す。

議題2 漁港施設等の被災状況の共有

- ① 漁港施設等の被災状況の整理
BCP協議会の各メンバーは、各々が確認した漁港施設等の被災状況を報告する。BCP協議会の会長は、漁港施設等の被災状況を整理し、漁港施設等の被災状況を共有する。
- ② 被災マップの作成
BCP協議会の会長は、漁港施設の被災状況を、草津漁港の平面図(大判等)へ記入し、被災状況や復旧における課題・問題点をBCP協議会で共有する。

議題3 現地対策本部設置の必要性の検討(1/2)

- ① 現地対策本部の必要性判断
BCP協議会は、被災状況の整理結果に基づき、現地対策本部設置の必要性を判断する。
- ② 現地対策本部の設置場所決定
現地対策本部の設置が決定された場合、BCP協議会は、現地対策本部の設置場所を決定する。
なお、支障がなければ、BCP協議会の開催場所を現地対策本部とするのが適当である。
- ③ 現地対策本部の本部長選任
現地対策本部の設置が決定された場合、BCP協議会は、現地対策本部の本部長を選任する。

議題3 現地対策本部設置の必要性の検討 (2/2)

また、必要に応じて、BCP協議会を現地対策本部に変更する。なお、現地対策本部長は、緊急性がある状況で現場の指揮を行うほか、外部機関との様々な対応を行うのにふさわしい人を選任する必要がある。

④ 現地対策本部の役割の決定

現地対策本部の役割を決定する。次のような内容が想定される。

- ・情報の集約、水産物流通関係者への情報伝達
- ・現場の変化状況確認、行政機関との調整
- ・利害関係者、マスコミ、海上保安部などへの対応

議題4 復旧方針の検討

BCP協議会は、各漁業種類の目標復旧期間について検討する。また、目標復旧期間と漁期の関係、代替施設の利用可能性等を踏まえ、復旧方針を検討する。

議題5 実施する事後対策の確認・共有

BCP協議会の会長は、実施する事後対策の実施主体・対策内容・復旧可能期間等について確認する。また、復旧する漁業種類や機能の重要性、復旧可能期間を踏まえ、実施する事後対策を検討し、各メンバーに共有する。

議題6 発信情報の内容確認

災害発生により水産物供給への影響の有無や程度は、消費地にとって、代替の手配の要否やその期間などを検討する必要があることから、重要な関心事である。あるいは、漁港利用者にとっては、漁港施設等の使用の可否や再開時期は重要な関心事である。

一方、災害発生時には様々なデマが飛び交うことも多く、漁港施設等の機能が回復し、業務を再開する際に風評被害が生じているなど業務継続上の問題が生じることが想定される。

産地として、あるいは第三種漁港として、信頼を保ち、円滑な業務継続を図るためには、正確な情報を逐次、速やかに自ら発信するなど積極的な情報発信に努めることが極めて重要である。

このため、BCP協議会の会長は、とりまとめた被災状況、復旧方針、実施する事後対策の内容を踏まえ、BCP協議会名で公表すべき情報を的確に整理し、発信する。

5.5. 事後対策の実施

- ✓ 事後対策の一覧表を示す。
- ✓ なお、BCP 協議会の開催までに、漁港施設等の詳細な被災状況を確認しておく必要がある。

事後対策の一覧表を以下に示す。各対策の体制・手順等は次ページ以降に掲載するとおりである。各BCP協議会メンバーは、BCP協議会において取り決めた方針及び予め検討していた復旧ルールに基づき、必要な事後対策を実施する。

表 5-5 事後対策一覧表 (1/2)

対象	事後対策の実施内容	対策 No.	BCP協議会会長	広島県						広島市		広島市漁協		チェック	
				広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所	港湾振興課	土木建築局	港湾漁港整備課	土木建築局	中央卸売市場中央市場	経済観光局	農林水産部水産課		経済観光局
共通	水の調達	事後-01	●									◎	◎	◎	□
	漁船の修理	事後-01	●									◎	◎	◎	□
	代替漁船の調達	事後-01	●									◎	◎	◎	□
	船舶燃料の調達	事後-01	●									◎	◎	◎	□
	漁具・養殖資材の調達	事後-01	●									◎	◎	◎	□
	照明灯・発電機の調達 (臨港道路・ヤード・岸壁等)	事後-02	●	◎				◎	◎						□
	事務所の復旧	事後-01	●									◎	◎	◎	□
飲料水・食料の調達	事後-01	●									◎	◎	◎	□	
漁場	漁場の復旧(事業の実施調整等)	事後-03	●		●	◎					●	◎	◎	◎	□
	養殖施設の復旧	事後-03	●									◎		◎	□
漁港	航路・泊地の復旧	事後-02	●	◎				◎	◎						□
	標識灯の復旧	事後-02	●	◎				◎	◎			◎	◎	◎	□
	外郭施設の復旧	事後-02	●	◎				◎	◎						□
	係留施設(エプロン)の復旧	事後-02	●	◎				◎	◎						□
	代替係留施設の確保	事後-02	●	◎				◎	◎						□
	栈橋(加工場部)の復旧	事後-02	●	◎				◎	◎						□
	用地の復旧	事後-02	●	◎				◎	◎			◎	◎	◎	□

◎：対策実施の主担当 ●：対策実施の副担当

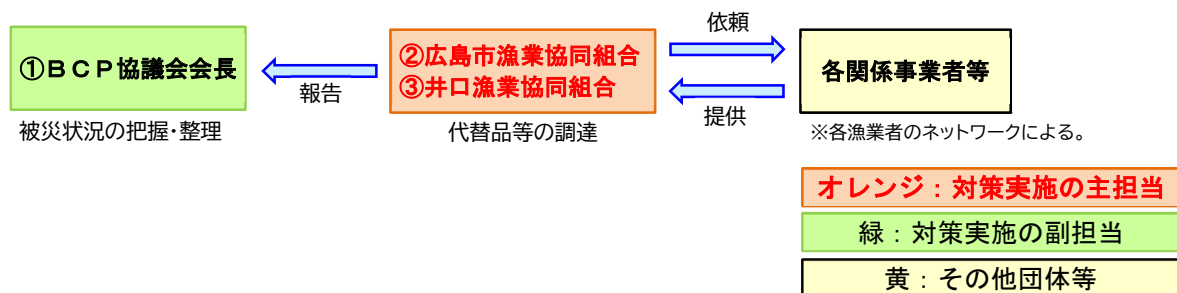
表 5-6 事後対策一覧表 (2/2)

対象	事後対策の実施内容	対策 No.	BCP協議会会長	広島県				広島市		広島市漁協			チェック	
				広島港湾振興事務所	農林水産局水産課	西部農林水産事務所	港湾振興課	土木建築局	港湾漁港整備課	土木建築局	中央卸売市場中央市場	経済観光局		農林水産部水産課
漁港	倉庫の復旧	事後-01	●								◎	◎	◎	□
	倉庫の代替場所の確保	事後-01	●								◎	◎	◎	□
加工	加工施設の復旧	事後-01	●								◎			□
	代替加工場の確保	事後-01	●								◎			□
	陸揚機械の復旧 (クレーン・バルコン等)	事後-01	●								◎			□
	代替陸揚機械の調達 (クレーン・バルコン等)	事後-01	●								◎			□
	取水施設の復旧	事後-01	●								◎			□
	代替取水施設の調達	事後-01	●								◎			□
	蓄養施設の復旧	事後-01	●									◎		□
	代替蓄養施設の調達	事後-01	●									◎		□
	荷役機械の復旧 (フォークリフト等)	事後-01	●								◎			□
	代替荷役機械の調達 (フォークリフト等)	事後-01	●								◎			□
運搬	臨港道路の復旧	事後-02	●	◎				◎	◎					□
	代替車両の調達	事後-01	●								◎	◎	◎	□
	代替運送事業者の確保	事後-01	●								◎	◎	◎	□

◎：対策実施の主担当 ●：対策実施の副担当

共通	○氷の調達	○漁船の修理	○代替漁船の調達	NO. 事後-01
	○船舶燃料の調達	○漁具・養殖資材の調達	○事務所の復旧	
	○飲料水・食料の調達			
漁港	○倉庫の復旧	○倉庫の代替場所の確保		
加工	○加工施設の復旧	○代替加工場の確保	○陸揚機械の復旧	
	○代替陸揚機械の調達	○取水施設の復旧	○代替取水施設の調達	
	○蓄養施設の復旧	○代替蓄養施設の調達	○荷役機械の復旧	
運搬	○代替車両の調達	○代替運送事業者の確保		

◆体制



◆手順

1) 被災状況の把握

- ・広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合は、各自が管理する施設等の被災状況を確認し、BCP協議会会長（窓口）に報告する。
- ・BCP協議会会長（窓口）は、広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合から報告された、施設等の被災状況を把握し、整理する。

2) 代替品の調達、関連施設の復旧等

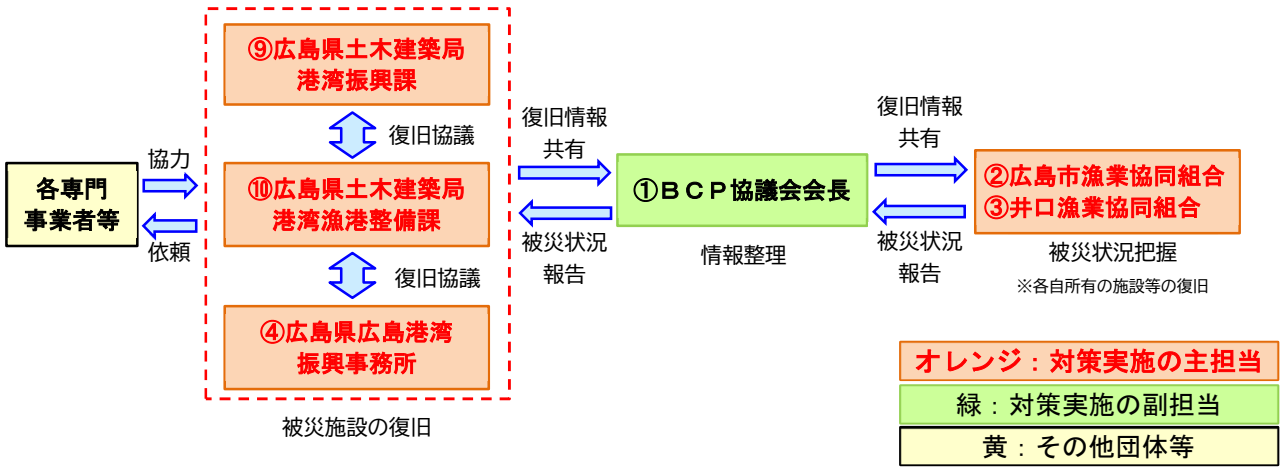
- ・広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合は、各漁業者のネットワークにより代替品の調達、施設等の復旧を進める。

◆連絡先一覧

番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
-	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
-	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
-	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
-	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
-	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
-	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
-	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		

共通	○照明灯、発電機の調達			NO. 事後-02
漁港	○航路・泊地の復旧	○標識灯の復旧	○外郭施設の復旧	
	○係留施設(エプロン)の復旧	○代替係留施設の確保	○棧橋(加工場部)の復旧	
	○用地の復旧			
運搬	○臨港道路の復旧			

◆体制



◆手順

1) 被災状況の把握

- ・広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合は、各地区における被災状況を確認し、BCP協議会会長（窓口）に報告する。あわせて、標識灯や用地等の各自の施設の被災については、各自のネットワークにより早期復旧に努める。
- ・BCP協議会会長（窓口）は、漁港内の施設等の被災状況を取りまとめ、広島県土木建築局港湾振興課、広島県土木建築局港湾漁港整備課、広島県広島港湾振興事務所に報告する。

2) 被災施設等の復旧

- ・広島県土木建築局港湾振興課、広島県土木建築局港湾漁港整備課、広島県広島港湾振興事務所は連携し、復旧方針を設定の上、協定を締結している専門事業者等の協力を得て、被災施設の復旧を行う。
- ・また、施設利用の可否や被災施設の復旧見込み等の復旧情報をBCP協議会会長（窓口）と共有する。
- ・BCP協議会会長（窓口）は、復旧情報を広島市漁業協同組合及び井口漁業協同組合と共有する。

◆連絡先一覧

番号	名称	連絡先			備考
		電話番号	FAX 番号	E-mail	
①	BCP協議会会長（広島県広島港湾振興事務所長）	082-251-7117	082-253-8250		
②	広島市漁業協同組合	082-251-5221	082-251-5223		
③	井口漁業協同組合	082-278-3735	082-278-2645		
-	広島県広島港湾振興事務所	082-251-7117	082-253-8250		事務局
-	広島県西部農林水産事務所水産課	082-513-5421	082-223-4909		
-	広島市経済観光局中央卸売市場中央市場	082-279-2410	082-279-2431		
-	広島市経済観光局農林水産部水産課	082-504-2251	082-504-2259		
-	広島県農林水産局水産課	082-513-3616	082-227-1579		副会長
⑨	広島県土木建築局港湾振興課	082-223-3428	082-223-2463		
⑩	広島県土木建築局港湾漁港整備課	082-228-0976	082-223-2463		

